

[翻 訳]

クレア・チャーターズ
「先住民族の女性の権利をめぐる
普遍主義と文化相対主義の論争」

角 田 猛 之

目 次

[訳者まえがき]

- I. 序
- II. 差別的な先住民族の慣習
- III. 先住民族の女性の権利と先住民族の慣習法とのあいだの対立を解決する権限を付与された諸機関
 - A. 国内法上の救済措置
 - B. 国際法上の救済措置
- IV. 問 題 点
- V. 普遍主義と文化相対主義
 - A. 普 遍 主 義
 - B. 文化相対主義
 - C. 普遍主義と文化相対主義のあいだの対立
 - D. 普遍主義、文化相対主義と先住民族
 - E. 女子差別撤廃条約委員会による普遍主義と文化相対主義の援用の可能性
- VI. 差別的な先住民族の慣習に対する普遍主義と文化相対主義の論争の援用
 - A. 論争の政治化
 - B. 論争の二極分化
 - C. 混乱要因としての普遍主義対文化相対主義
 - D. 帝国主義者のアプローチとしての普遍主義者と文化相対主義者のアプローチ
- VII. 結 論

[訳者まえがき]

本稿は先住民族の女性の権利をめぐるオークランド大学のクレア・チャーターズの論文「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」(“Universalism and Cultural Relativism in the Context of Indigenous Women’s Rights” in Paul Morris

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

and Helen Greatrex (eds) *Human Rights Research Victoria University of Wellington* (Milne Printers Limited, Wellington, 2003) を訳出したものである。

ここでは本稿の理解にとって有用なつぎの2点を指摘して〔訳者まえがき〕としたい。

第1点は、研究者としてのチャーターズの経歴、活動ではなく、先住民族の人権に関する実践的な活動に関してである。

2004年の前浜・海底法がはらむ先住民族としてのマオリの先住権原の侵害を論じたチャーターズの別稿（クレア・チャーターズ、角田猛之訳「マオリに対する受託者義務と2004年前浜・海底法：比較検討および前浜・海底法によってマオリが失ったもの」（『関西大学法学論集』第65巻第5号）の「訳者まえがき」でその経歴等を紹介したように、彼女はアカデミックな研究のみならず、自らマオリ出身者として、マオリのみならずさまざまな先住民族の人権問題について、国連・高等弁務官事務所の「先住民とマイノリティの人権に関するセクション」（Indigenous Peoples and Minority Section）での諸活動や、その他の国連関連の活動にも極めて積極的にコミットしている。また、国連関連の活動のみならず、マオリの人権に関するニュージーランド国内の諸機関やアドホックな委員会などでのさまざまな実践的活動にも積極的に従事してきている。たとえば：

〔国連機関〕

- 「国連先住民問題に関する常設フォーラム」（UN Permanent Forum on Indigenous Issues）顧問（ニューヨーク：2009年11月-12月）
- 「国連人権高等弁務官事務所」（UNITED NATIONS OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER OF HUMAN RIGHTS）（ジュネーヴ：2010年9月-2013年5月）
 - 「先住民とマイノリティの人権に関する人権」担当官（Human Rights Officer in Indigenous Peoples and Minority Section）
 - 「先住民の人権に関する専門機構」セクレタリー（Secretary, UN Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples）

〔国内機関〕

- 「アオテアロア・先住民権利トラスト」顧問弁護士（Aotearoa Indigenous Rights Trust）（ウェリントン：1999年-2010年）：「この間に私〔チャーターズ〕はつぎの仕事に従事した。：ジュネーヴとニューヨークで国連先住民族権利宣言の作成にコミットし；また、ジュネーヴにおける人種差別撤廃条約委員会に対してマオリが直面する

問題を提起し；さらにまた、先住民族の基本的自由と人権の状況に関わる国連・特別報告者（UN Special Rapporteur）と共同作業をおこなった」〔彼女の在職中に、マオリに関してはつぎのふたつの特別報告が刊行されている。ロドルフォ・スタベンハーゲン、角田猛之訳「先住民族の人権および基本的自由の状況に関する国連・特別報告者報告——ニュージーランド」（2006年：『関西大学法学論集』第67巻第5号）；ジェームズ・アナヤ、角田猛之訳「国連・先住民族の権利に関する特別報告——ニュージーランドにおけるマオリの人びとの現状」（2011年：『関西大学法学論集』第67巻第4号）]

- 「ニュージーランド人権委員会」顧問（New Zealand Human Rights Commission）（ウェリントン：2002年-2005年）「ワイタング条約と人権のあいだの関係に関するプロジェクトに対して人権委員会に助言をおこなった。」
- 「ニュージーランド法律委員会」顧問（New Zealand Law Commission）（ウェリントン：2006年）「慣習法、人権およびマオリのガヴァナンスに関するプロジェクトにおいてニュージーランド法律委員会に助言をおこなった。」

そして第2点は、彼女のオークランド大学法学部の「法理学」（Jurisprudence）の講義において、マオリのさまざまな問題とならんで、本稿のテーマとしてのマオリの慣習たるチカガによるマオリ女性の人権の制約に関しても取り上げていることである。私自身も2015年3月から約3か月間、オークランド大学法学部・客員研究員として滞在していた際に出席したこの講義の概要については、上記のチャーターズ論文の「付 クレア・チャーターズ「マオリ法理学」（Jurisprudence）講義の概要」（376-384頁）参照。この2015年5月18日から6月5日のあいだの講義のうち、マオリ女性の人権問題を扱った講義は、5月27日の講義「女性の役割」（Class 30, 27 May：Role of Women）と5月29日の講義「ワイパパ・マラエにおけるポウヒリ」（Class 31, 29 May：Powhiri at Waipapa marae：すなわちマラエにおける訪問者の歓迎の儀式たるポウヒリにおいて、マオリの慣習として女性の発言が禁じられている問題）をテーマにした講義である。

これらのポウヒリに関する講義では、主としてつぎの2点、すなわち（1）ポウヒリのプロセスが包含するチカガに固有の価値とはいかなるものか、そして、（2）チカガ・マオリとニュージーランド法との関係、である。これは本稿の主題たる、先住民族の女性に対する差別的な先住民族の慣行と対比するならば、（1）女性に対して差別的な先住民族の慣行に内在する、当該先住民族に固有の価値の問題、そして（2）女性に

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

対して差別的な先住民族の慣行とジェンダー平等を掲げる国際人権法との関係に該当する。ただし、マオリの伝統や文化に関わる複雑な背景を有する問題ゆえに、ここではこれ以上の言及は控えて、本稿の理解の一助として、「ワイパバ・マラエにおけるポウヒリ」講義のパワーポイント（資料）での、マラエではなくニュージーランド議会におけるポウヒリに関わる問題についての記事を以下に参照しておく。

ポウヒリに関する理解：2014年1月「スタッフ・アーティクル」

ニュージーランド議会議長のデヴィッド・カーター（David Carter）は——ふたりのベテランの女性議員が、議会への来訪者に対する歓迎の儀式において最前列からの移動を求められたことから——議会におけるマオリ式の儀礼のあり方を見なおそうとしている。彼はマオリ式の儀礼のあり方を「近代化」したいとのべている。「議会には、近代的で、多様化した議会にも受け入れ可能な儀礼が必要である。議会で最長のキャリアを有する議員たるアネット・キング（Annette King）と労働党の彼女の同僚たるマリヤン・ストリート（Maryan Street）は数か月前に、「若者議会」（Youth Parliament）の開会式でポウヒリをおこなうあいだは、最前列の席から移動するように求められた。またさらに、ヘレン・クラーク（Helen Clark）が首相になる以前のことであるが、1998年にワイタンギ（Waitangi）のテ・ティ・マラエ（Te Tii Marae）で——ファレヌイ [whareniui：マラエのメインルーム] で発言することが許されたがゆえに、ティテワイ・ハラウィラ（Titewhai Harawira）によって厳しく叱責された時に——涙させられた。ただし、さまざまなマラエは、儀礼的な発言に関して異なったカワ（kawa：新しい家やカヌーからタブ [聖なるもの、価値のあるもの、制限されているもの] <http://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan=&histLoanWords=&keywords=tapu>）を取り除くこと）の儀式を有しており、それはたとえば、発言の順序や、あるいは、すべてのホストが一斉に発言するのかもしれないか、訪問者と交互におこなうのか、というようなことに関して異なっている。ただし女性に発言を認めるマラエはわずかである。しかしながら、たとえば大学や政府部門のような一定の機関では、ローカルなイウイのカワを採用せずに、独自の儀礼のあり方を生み出していることもある。

以下において、本論文を訳出する。

I. 序

本稿における主要な問題は、国際人権に関するさまざまな議論の場で表明されている普遍主義と文化相対主義に関する討論が、先住民族の女性が有する差別されない権利と先住民族が有する差別的慣習とのあいだの対立の緩和にとって有用であるのか否かという問題である。

まずは、差別的である（といわれている）先住民族のいくつかの慣習と、それら慣習の合法性を審査しうる諸機関を提示したうえで、普遍主義者と文化相対主義者のあいだでの討論は、それらの機関が当該慣習の合法性を判定するうえでは役に立たないとわたしは論じる。その際相互に関連する4つの理由がある。まず第1に、それはあまりにも政治的になりすぎており、国家の利害関心に毒されていること。第2に、その討論はあまりにも対立点多すぎる。したがって、これらのふたつの立場の中間に位置する見解——差別的な先住民族の慣習から生じる諸問題に対する意味のある答えを提供しようとするれば不可欠である——を形成する余地はほとんどない。第3に、その討論は真の問題から人びとの注意をそらせてしまうこと。すなわち真の問題とは——差別的な慣習が提起するさまざまな困難な問題に敏感であるとともに——先住民族の女性の権利を承認することと先住民族の文化を再確認することを同時におこなうにはいかにすべきなのか、という問題である。そして最後に、差別的な先住民族の慣習に対する普遍主義者と文化相対主義者のアプローチは、人権理論家によって確立されたアプローチを構成し、先住民族自身によってのべられたものではないということ。そのような「トップダウン」式のアプローチは、この問題に対する適切な解答を得るためには不適切であり、またむしろ逆効果ともなる。

II. 差別的な先住民族の慣習

世界の先住民族の慣習は、女性を差別的に扱っているということで批判されてきている。しかしそれらの差別の程度や形態、そして差別的な先住民族の慣習に対して影響をおよぼす要因——たとえば先住民族の居住地の植民地化——は極めて多様である。また、先住民族の慣習が国内法によって保護もしくは支持されている程度も同じくさまざまである。いくつかの具体的な事例を見てみよう。

パプアニューギニアのある村落裁判所（village court）が、慣習法を適用して村人のワギ・ノン（Wagi Non）に、慣習にもとづく姦通に対する賠償金の支払を命じた。パプアニューギニアでは、女性は収入をえる手段を有していないので賠償金を払うことができず、かわりに32週間にわたって収監された。しかしながら、彼女は国内裁判所に控訴し、同裁判所はパプアニューギニア憲法上の平等規定に依拠して慣習法を解釈し、村の裁判所の命令を覆した*1・2。¹⁾

*1 パプアニューギニア憲法の平等規定：1975年にオーストラリアから独立（イギリス連邦加

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

盟国：正式名称「パプアニューギニア独立国」(Independent State of Papua New Guinea) とともに制定されたパプアニューギニア憲法 (Constitution of the Independent State of Papua New Guinea) において、平等とあらゆる活動への平等な参加についてつぎのように規定されている。(1)「憲法前文」(Preamble)：「国家の目的と主要原則」(National Goals and Directive Principles)「2. 平等と参加」(Equality and Participation)「(1) すべての市民が政治的、経済的、社会的、宗教的および文化的な生活に等しく参加 [する権利] …… (5) すべての政治的、経済的、社会的、および宗教的な活動に [男性と平等に] 女性が等しく参加 [する権利]；(2)「第3章 統治の基本原則」(Part III - Basic Principles of Government)「第3節 基本的権利」(Division 3-Basic Rights)「市民の権利」(Special Rights of Citizens)「55. 市民の平等」(55. Equality of Citizens)「(1) この憲法において、すべての市民は、人種、部族、出生地、政治的意見、皮膚の色、信条、宗教もしくは性別とは無関係に、平等な権利、特権および義務を有する」

- * 2 パプアニューギニアの慣習法と憲法および法文化：「PNG [パプアニューギニア] の特徴は最高裁判所を含む司法裁判所における慣習法の適用の余地を広く認めることである。上述のように、職業裁判官は慣習法の認定やその適用に慎重な姿勢を示している[「司法は固有法学の推進者となることには消極的であり、むしろ植民地期の裁判所の後継者として、西欧法優位の永続化を促したとする Weisbord 1988: 3 [“Papua New Guinea’s Indigenous Jurisprudence and the Legacy of Colonialism”, *University of Hawaii Law Review*, 10 (1): 1-45]。イギリスおよびオーストラリアの法学教育を受けた法律家・裁判官は慣習法の適用よりもコモンローの原則／ルールにしたがって問題解決を図る傾向にあり固有法の形成は進まなかった……」84頁]。これと対照的なものとして、伝統的な紛争処理を受け継ぐ村裁判所 (Village Court) がある。村裁判所は非法律家の「裁判官」がもつばら慣習法を適用するもので、実際に慣習にもとづく判断を示している (Ottley (2002) [“Reconciling Modernity & Tradition: PNG’s Underlying Law Act.” *Reform*, 80: 22-25; 70-71]。慣習法にもとづく拘束を司法裁判所が取り消すなど慣習法の適用によって生じる問題や村裁判所と司法裁判所との間の緊張関係がある。他方、慣習地の問題は PNG が抱える大きな課題であるが、境界問題など土地を巡る紛争を解決するための調停制度と組み合わせる形で土地裁判所が設けられている。」今泉慎也「第5章 パプアニューギニアの慣習法の法的枠組みについて」(黒崎岳大編『海洋の「陸地化」と太平洋地政学』調査研究報告書 (アジア経済研究所2014年) 85頁

また、パプアニューギニアにおける慣習法の尊重と法文化については、つぎの指摘参照。「パプア・ニューギニアの憲法には『パプア・ニューギニアン・ウェイ』が強調され、伝統的な法の体系も新しい国家法体系に重要な役割をもっている」と認識されています。」「パプ

ア・ニューギニアの憲法は慣習法を尊重していく姿勢を持っています。しかし、現実には慣習法を国家的な法の体系に組み込むことは今のところ不可能であり、地域レベルにおいてそれぞれの慣習法を援用していることがむしろ実践的な利益を生むことになります。まさに村裁判所は、手続き面において、慣習法を活用しており、現在の成功につながっていると云えます。村裁判所においてビッグマン流の伝統的な紛争処理法が何時まで続くかわかりませんが、部族社会の伝統が生き続いていく限り、それはバプア・ニューギニアの法文化を形成していくことは事実です。」成田弘成「第7章 バプア・ニューギニアの処紛争処理」(湯浅道男・小池正行・大塚滋編『法人類学の新地平』(成文堂、1992年) 143, 149頁

また、南太平洋地域のさまざまな島嶼国における国制、憲法、慣習法、等々については、アレックス・フレイム、角田猛之訳「南太平洋諸国の憲法と慣習」(1)・(2・完)、『関西大学法学論集』第66巻第2号、第3号(2016年、9月、11月刊行) 参照

スリナム共和国のカリンハ(Kalinha)とロコノ(Lokono)の女性に対する差別は、部分的には植民地化と近代化の結果生じている。慣習上の土地所有に関する法律は——男性と女性は同じ所有権を有してはいないが——伝統的に男女のあいだには区別はなかった。男性はどの土地をいつ新たに開拓するかを決める責任があるが、他方で女性は、どのように・いつ・なにを植え、収穫するのかを決定した。開拓されると当該土地は女性の所有に帰した。

ところが政府の政策ゆえに、伝統的な土地所有に関する慣習は消滅した。その結果、先住民族社会における女性の地位と権限は低下した。1940年代と1950年代にカリンハとロコノの男性は、大規模な植林構想にもなって政府に雇用され、その結果、社会・経済上のドラスティックな変化がもたらされた。男性はもはや土地の開拓に従事しない故に、女性は「彼女らの」土地に対するアクセスと収穫をおこなう権限が重大な危機にさらされた。そして土地はいまや男性の所有に帰した。さらにまた、植民者たちが有するジェンダーの考えが先住民族社会に入り込んだ。男性が政府に雇用されて以後は彼らの妻は働く必要はなく、「家にいて家事に従事するのがよい」と考えるようになったのである*。²⁾

* スリナム共和国：かつては「オランダ領ギアナ」(Netherlands Guiana)とよばれ、1667年以来的オランダの植民地で、1954年にオランダ自治領、そして1975年にオランダから独立した(日本は独立と同時に同国を承認)。南米では唯一のオランダの植民地でオランダ語を公用語としている。2015年現在人口は約54万人、人口構成としては、ヒンドゥー系37%、クレオール系31%、ジャワ系15%、マルーン系10%、中国系2%、白人1%で、先住民族は2%である(外

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

務省「スリナム共和国 (Republic of Suriname) 基礎データ」参照 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/suriname/data.html>) (2017年) 12月31日アクセス)

ニュージーランドにおいて差別的であるといわれている先住民族の慣習の最も議論のある具体的な事例は、マラエ (*marae*) [に訪問者を迎え入れる場合の儀式] においては、マオリの女性はフォーマルなスピーチをおこなう権利を有しないということである。いくつかのイウイ (*iwi*) のチカガ (*tikanga*) によれば、女性はマラエにおいて、[集会や儀式に] 招集される (*karanga*) が、フォーマルなスピーチをする (*whaikorero*) ことはなく [男性のみがおこなう権利を有している]。*このチカガは、マオリの女性を差別しているがゆえに修正されねばならないということが、最も強くドナ・ファタ・アワテレ (Donna Huata Awatere) によって主張された。³⁾この問題は、つぎのような理由から非常に複雑である。

* マラエ、イウイ・ハブ：(1) マラエ：マオリの伝統的な集会所で、さまざまな儀式や集会、話し合いなどがおこなわれるマラエに関しては、ニン・トマス、角田猛之訳「準備はいいか！ ニュージーランドにおけるユニークな統治秩序としてのハブとイウイ出現」『関西大学法学論集』第65巻第3号、および、ロドルフォ・スタベンハーゲン、角田猛之訳「先住民族の人権および基本的自由の状況に関する国連・特別報告者報告——ニュージーランド」『関西大学法学論集』第67巻第5号160-161頁参照。(2) イウイ・ハブ：「18. イウイとハブ (部族と準部族) は、ワイタンギ条約にもとづくマオリの請求に関して、政府が協働して解決を求めるマオリの社会組織の伝統的単位として認められてはいるが、それら部族は公式に承認された統治権限を実際には有していない。歴史的 [背景を有する] 条約体制 (historical Treaty settlements) [以下、歴史的条約体制とする] に対処する際に政府は、イウイ、ハブおよびファーナウ (家族) を含む、規模の大きなありのままの (natural) 集団を交渉の当事者として解決策を探るという政策をとっている。マオリの政治的活動においてチノ・ランガティラタンガ、すなわちワイタンギ条約の内容に沿った自決 (self-determination) を主張する運動もある。」スタベンハーゲン、171頁

- マラエはマオリがチカガを実践することのできる非常に限られた空間のひとつである。
- マオリの慣習に対して植民地化が否定的な影響を与えたということから見れば、マオリが彼らの固有の法や伝統を強固に守っていきたく望むという傾向があることは驚くべきことではない。

- その慣行が実際にも差別的であるか否かについては議論がある。女性と男性が異なっているのが平等な役割を担うということとはありえないのか。
- 男性がマラエで意見表明する排他的な権利を有しているということは、マラエ以外での議論の場において、女性が特定のイウイやハブにとって重要なことがらに関して自らの意見を表明することを妨げるものではない。^{*1}
- 植民地化がマオリ社会において、女性に対する差別を生みだした、もしくは少なくとも促した可能性があるということは重要である。アニー・ミカエレは、植民者たちが——たとえば、女性は動産 (chattels) であるという観念を持ち込み、男性のみを交渉の相手にしたということによって——マオリ社会における男女の関係に対して決定的な影響を及ぼした^{*2, 4)}
- チカガは、マオリによる統治機関といった新しい議論の場——ここでは差別が存在していることはおおそ明らかである——に持ち込まれることもある。たとえば、キャシー・デューズ (Cathy Dewes) が「テ・アラワ・マオリ・トラストボード」^{*3} (Te Arawa Maori Trust Board) のメンバーに選出された際に、女性は彼女たちが所属するハブの代表者として活動することはできないという理由で、男性のみからなる理事のすべてが理事の職を退任した。

* 1 アニー・ミカエレとマオリ女性のマオリ社会における地位：「アニー・ミカエレ ((ナーティ・ラウカワ (Ngāti Raukawa)、ナーティ・ポロウ (Ngāti Porou)) は、弁護士で、ワンナガ・オ・ラウカワ (Wananga-o-Raukawa) でマオリ法とマオリ哲学を教えている。また彼女はオークランド大学とワイカト大学でマオリ法と西洋法を教えてきている。アニーは、マオリとマオリ法に対する[イギリスによる]植民地化の影響や二文化併存、マオリの自決権およびワイタンギ条約などに関して多数の著作を刊行している。」

(<http://www.huia.co.nz/huia-bookshop/authors/author/141> : 2017年12月31日アクセス)
ミカエレはマオリ社会におけるマオリ女性に対する差別についてつぎのように指摘している。「伝統的なマオリ社会における男女の役割は、マオリの世界観という背景のなかでのみ理解されるものである。それは、宇宙の秩序、お互い同士や環境に対するすべての生き物の相互関係、すなわちファナウングタンガ (whanaungatanga)、およびすべてのものの均衡 (balance) に関する原則、等々についての認識である。そのような世界観においては、男性も女性も共にそれらの全体集合の不可欠の一部であり、世界のはじまりにまでさかのぼってマオリの人びとを結びつけるファカパパ (whakapapa : 系図、家系、血族関係) の一部を形成し、特に女性は過去と未来を結びつける主要な役割を担っていた。まさにすべての人び

との生存は全体を形成するすべての人びとに依存しており、したがって集団に属するそれぞれの人は男女ともに固有の価値を有している。彼/彼女らはすべて集団の一部であり、したがって、それぞれの役割が尊重され、果たされていることを見届ける集団的な責任を負っている。^{32]}

このミカエレの文章は、本稿の著者・クレア・チャーターズのオークランド大学法学部の同僚で、彼女と同じくマオリ出身のマオリ法専門家のケレンサ・ジョンストン (Kerensa Jhonston) の論文 “Māori Women Confront Discrimination: Using International Human Rights Law to Challenge Discriminatory Practices” (*Indigenous Law Journal*, vol. 4, 2005) p. 29 において参照されているものである。

- * 2 アオテアロア (ニュージーランド) の植民地化によるマオリ女性への差別のイギリスからの持ちこみ: ジョンストンは上記の論文の結論部分において、マオリ女性に対する差別についてつぎのように指摘している。「ニュージーランドの植民地化の開始後に、マオリ女性に対する——マオリ社会とマオリ-国王関係という文脈の双方において——差別が [植民者たるイギリス人がアオテアロアに持ちこんだ不正な] 法と政策により現在に至るまで永続化してきている。「マオリ女性福祉連盟」(Māori Women's Welfare League) という例外を除いて、マオリ-国王関係における指導的役割とその代表選出に関しては、パケハ (白人) の家父長的な信念 [つまり男性優位の考え方] に従って統制されてきている。その結果、マオリ女性は統治の分野に参加することから排除され、差別的な法と慣行に服してきた。¹¹⁰ [Mikaere, “Colonization”, *supra* note 30 at 34 [A. Mikaere, “Colonization and the Imposition of Patriarchy: A Ngāti Raukawa Women's perspective” (1999)]] 植民地化以前のマオリ社会に性による差別がどの程度存在していたのかは明確ではない。しかしながら、マオリ社会は第一義的にファカババに依拠して組織されているがゆえに、植民地化以前のマオリ社会における人びとの役割や地位を決めるのは、男女の違いではなくファカババであると、私は主張してきている。広大な宇宙論のなかに位置づけられているマオリ女性は、重要な指導的地位と重要な場所を占めている。このようなことすべてから、植民地化以前のマオリ社会には、女性に対する差別は存在していなかったか、もしくは、存在していたとしても今日におけるよりはるかに小さいものであったといえる。」47-48頁
- * 3 アラワ (Te Arawa): “Maori Dictionary” ではつぎのように説明されている。(http://maoridictionary.co.nz/search? idiom = &phrase = &proverb = &loan = &histLoanWords = &keywords=arawa : 2017年12月31日アクセス) ‘people descended from the crew of this canoe from Hawaiki who form a group of tribes in the Rotorua-Maketū area’; canoe which brought the ancestors of the Arawa and Ngāti Tūwharetoa tribes to Aotearoa’

Ⅲ. 先住民族の女性の権利と先住民族の慣習法とのあいだの対立を 解決する権限を付与された諸機関

先住民族の慣習の合法性が、差別されない女性の権利および／もしくは平等の権利の保障に反しているという理由から、問題とされうるさまざまな議論の場が存在する。

A. 国内法上の救済措置

ある先住民族の女性が、所属する部族の慣習法に対して異議申し立てをすることができるか否かは、居住するそれぞれの国の憲法の内容如何にかかっている。

差別されない女性の権利あるいは平等権は慣習に優先する、と明確に規定する憲法も存在する。たとえば、ウガンダ憲法は女性の権利に優先権を与えている。第33条（6）は、「女性の尊厳、福祉、もしくは利益に反する、もしくは女性の地位を侵害する法律、文化、伝統」を禁じている*。

- * ウガンダ憲法の女性の権利に関する規定：1995年制定のウガンダ憲法（Constitution of the Republic of Uganda）は、「第33条 女性の権利」（33. Rights of women）において、ここで参照されている第6項を含めてつぎのように極めて詳細に女性の権利を規定している。「（1）女性は十全にして男性と平等な個人の尊厳を有する；（2）国は女性が自らの能力と向上をを実現することを可能とするための女性の福祉を促進するために必要な便宜と機会を提供する；（3）国は、社会における独自の地位と母性機能を考慮しつつ、女性と女性の権利を保護する；（4）女性は男性と等しく処遇される権利を有し、当該権利には政治的、経済的、社会的な活動における平等な機会を含んでいる；（5）この憲法の第32条「[周縁化された人びとのためのアフーマティヴ・アクション]（Affirmative action in favour of marginalized groups）」に反することなく、女性は、歴史、伝統もしくは慣習によって生み出された不均衡を正す目的でアフーマティブ・アクションに対する権利を有する；（6）略」

それに対して、先住民族の慣習と差別されない女性の権利の双方を、いずれかを優先させることなく明示的に承認している憲法も存在する。そのような場合、それらの権利を実現することに関する決定は、当該国の国内裁判所によっておこなわれる。たとえば、タンザニアの高等裁判所は、現存する慣習法はタンザニア権利章典によって修正されると判示している。その結果、女性が相続した土地を売却することを禁じる慣習相続法が無効とされた。⁵⁾ それに対して、マガヤ対マガヤ事件（*Magaya v Magaya*）においてジンバブエの最高裁判所は、差別されない女性の権利よりも差別的な慣習法をつぎの理由

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

から優先させた。すなわち、慣習法は、ジンバブエ憲法における差別されないことの保障という原則には服していない、という理由によってである。

慣習法が国内もしくは慣習法上の裁判所によって承認されていないか、あるいは、たとえ承認されていてもごくわずかにすぎない国々においては、両者のあいだの対立は裁判所のもとには持ち込まれることはない。その問題は基本的には司法になじまないのである。

同じく、公的あるいは国家的な任務とはかかわりのない機関によって慣習がおこなわれている場合、憲法上の多くの権利や自由の保障は先住民族の慣習には適用されない。たとえば、マオリの慣習は、1990年のニュージーランド権利章典法に含まれている権利や自由の保障条項に合致する必要はない。公的な任務や権限、責務を遂行する機関のみが権利章典法上の責務を負っているのである*。⁶⁾

* ニュージーランド権利章典法：ニュージーランド権利章典法の概要と特徴については、前掲、スタベンハーゲン論文、167-168参照

女性の権利が慣習に優るか否かは、さまざまな先住民族や部族ごとに異なっている。たとえば、南アフリカ憲法の起草過程において、部族のリーダーたち（主に男性）は、憲法上の平等の権利の保障は、慣習法には適用されるべきではないと論じていた。それに対して部族の女性たちは、部族のリーダーたちの主張——彼らは部族全体の意見を代表しているという主張——に反対するために、強力なロビー集団を形成した。最終的には女性たちが勝利した。南アフリカ憲法は、各集団の文化を享受する権利は——いかなる人びとによる差別からも保護される権利を含む——権利章典に反する態様においては行使されてはならないと明確に規定している*。⁷⁾

* 南アフリカ憲法における平等の権利と慣習法：本文の注7において、1996年制定の南アフリカ憲法は「慣習法を黙示的に承認すると同時に性差別を禁じることで、相反する文化のあいだの対立を憲法に持ちこんでいる」と指摘されている。この指摘に関する当該憲法の規定はつぎの通りである。（1）まず、平等に関する規定：「第9条 平等 (9. Equality) (1) すべての者は法の下に平等で、等しく法による保護と利益を有している。；(2) 平等はすべての権利と自由の十全にして平等な享受を含む。平等を促進するために、個人及び不公正な差別によって不利益を受けている人びとを保護することを目的とする法律及びその他の措置がなされる。；(3) 国は、人種、ジェンダー、性別、妊娠、婚姻歴、エスニック、社会的出自、皮膚の色、性志向、年齢、障害、宗教、良心、信条、文化、言語および血統などを含む理由にもとづいて、

いかなる人をも不正に直接的もしくは間接的に差別してはならない。(4) いかなる人も第3項に規定する理由にもとづいて、いかなる人をも不正に直接的もしくは間接的に差別してはならない。不正な差別を阻止もしくは禁止する法律が制定されねばならない。(5) 第3項に掲げた理由による差別は、当該差別が正当であると規定されていない場合には不正な差別である。(2) そして、慣習法を含む文化や宗教に関する権利の保障の規定：「第31条 文化的、宗教的、言語的なコミュニティ」(Cultural, religious and linguistic communities) (1) 文化的、宗教的、言語的なコミュニティに属する人びとは当該コミュニティの構成員とともにつぎの権利を否定されない——(a) 文化を享受し、宗教を实践し、自らの言語を用いる権利、(b) 文化的、宗教的および言語的な結社やその他の市民社会の組織に加入し、維持する権利；(2) 第1項に規定する権利は、権利宣言 (Bill of Rights) の規定に反する態様によって行使されてはならない。

同じく「カナダ先住民族女性連合」(Native Women's Association of Canada)*¹はつぎのように論じた。先住民族の自治に関するいかなるモデルも、ファースト・ネーションズ (First Nations) の自治に対する国家承認が論じられた際のように、カナダ人権憲章に従わなければならない、と。⁸⁾ 圧倒的に男性から構成されている「ファースト・ネーションズ会議」(Assembly of First Nations) のような、その他のロビーグループはそれとは反対のことを主張した*²。

* 1 カナダ先住民族女性連合：「1974年に設立されたカナダ先住民族女性連合（以下女性連合と表記）は、カナダの先住民族女性たちの、社会-経済的、政治的および文化的な福利をサポートするための組織である。女性連合は、人道主義にたつて、教育や住宅、こどもの福祉、等々にかかわる運動に絶えずコミットすることによって、先住民族女性が直面している不平等や差別の廃絶に向けて挑戦し続けている。[任務] 女性連合は『さまざまな活動や政策の分析および支持を通じて、先住民族女性やその家族、コミュニティの福利を促進する』ために活動する。女性連合は自らを“Grandmother's Lodge”と考えており、それは、共通の目的を推し進めるために『おばあさんや母親、姉妹、兄弟そして親戚』などが参加する、重要な政治的、文化的連合である。女性連合はその主要領域としては、教育、雇用・労働、環境、健康、人権そして先住民族女性に対する暴力、等々を掲げている。[女性連合の設立] 1960年代は政府の同化主義的政策に対抗して先住民族の文化を守るための戦いが、先住民族のあいだで活発になりはじめたときである。「先住民族会議」(Congress of Aboriginal Peoples)（「カナダ先住民協議会」(Native Council of Canada)として1971年に設立）や「ファースト・ネーション会議」(Assembly of First Nations)（1982年設立）を含む、多くの全国規模の先住民族の政治的組織が現れはじめるのはまさにこの期間であった。[改行] 先住民族女

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

性もこの時期に全国規模の組織を設立しはじめた。性差別主義や人種主義、帝国主義的な要因を見いだしたカナダ法に対抗するために、先住民族女性は結集した。……1974年に、先住民族女性とその同盟者——女性解放運動を積極的におこなっている非-先住民族系のフェミニストを含む——正式に女性連合を立ち上げた。メンバーたちは、カナダのインディアン法（Indian Act）の下での、女性の不平等な地位に対して全国的に戦うことに集中しながらも、他方において、ローカルなレベルでの先住民族の文化の保護と維持に関心を有していた。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/native-womens-association-of-canada/> (2018年1月1日アクセス)

- * 2 ファースト・ネーションズ会議：「ファースト・ネーションズ会議（以下会議と表記）は、カナダに居住する約90万人のファースト・ネーションズの市民の意見を代表する政治的組織である。会議は、[ファースト・ネーションズとカナダ政府の] 条約や先住民族の権利、および土地・資源に関する諸問題について、ファースト・ネーションズの利益を擁護している。会議の[先住民族の部族の] 族長会議（Chief's assembly）が少なくとも年2回開催され、そこにおいて、各ファースト・ネーションズから派遣される族長が組織の任務を命ずる決議をおこなう。カナダには600を超えるファースト・ネーションズが存在する。」[以下省略]
- <http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/assembly-of-first-nations/> (2018年1月1日アクセス)

B. 国際法上の救済措置

一定の条件を満たすならば先住民族の女性は、「女性差別撤廃条約」（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）（以下撤廃条約と略記）国連委員会（以下委員会と略記）に対して、彼女らが居住する国が差別的慣習法の廃止という条約上の求めを履行していないということを通報することができる。そして委員会が申請者の申し出が正しいと判断した場合には、当該国はその決定に従う国際法上の義務を負うことになる。撤廃条約第2条（f）および第5条（a）は、女性を差別する慣習を正すことを明確に国に対して義務づけている*。第2条（f）の下で国は、「女性に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる」義務を負うと規定している。また第5条（a）のもとで国は、以下のためのすべての適当な措置をとることが求められている。

「……両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。」

- * 撤廃条約第2条、第5条：撤廃条約第2条と第5条は以下の通り。「第二条 締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。(b) 女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。(c) 女性の権利の法的な保護を男性との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女性を効果的に保護することを確保すること。(d) 女性に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。(e) 個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。(g) 女性に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。撤廃条約第5条：「第五条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。」

撤廃条約の下で差別的な慣習を撤廃する義務を負っているのは、先住民族ではなく国家であることは明らかである。このことは国際法上の伝統的な見方とも整合している。国家のみが——限定的な状況においては個人も——国際法上の義務を負っているのである。

先住民族の女性が委員会に対して通報しうるためには、彼女たちが居住する国が委員会選択的議定書（Optional Protocol to CEDAW）を批准していなければならない、また選択的議定書の認容要件を満たしていなければならない。⁹⁾さらにまた、国は撤廃条約第2条（f）および第5条（a）に対する留保を付してはならない。¹⁰⁾

さらに先住民族の女性は——「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（International Covenant on Civil and Political Rights（1966））（以下自由権規約と略記）の順守状況を監視する——国連人権委員会（United Nations Human Rights Committee）のようなその他の国際的な議論の場において、差別的とされる慣習に関してその是非を問うことも可能であった。たとえば、女性を差別する先住民族の慣習は、撤廃条約第27条の下での自らの文化にアクセスする先住民族の女性の権利を否定している、と論じることが可能であった*。しかしながら、撤廃条約第2条（f）および／もしくは第5条（a）に依拠する通報の方が、彼女らの主張が正しいとすれば最も成功率

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

は高い。

*：自由権規約第27条：「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰し、かつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

先住民族の女性が国内裁判所への訴えもしくは委員会に対する通告を、彼女の属する部族の人びとに対しておこなう権限はさまざまな困難な問題を伴っている。たとえば、

- 先住民族に特化しない（国内であれ国際であれ）フォーラムが、先住民族の差別的な慣習を問題とするふさわしい場であるのか否か；
- 国内法および国際法の管轄が、私的領域において生じるさまざまな慣行にまでおよぶべきか否か、である。¹¹⁾

さらにまた、国際法の下で、かつ、国内の憲法が慣習法を優位させている場合：

- 撤廃条約第2条（f）と第5条（a）は、撤廃条約以外の条約や宣言、あるいは相反する内容を含む憲法上の規定と共存しうるのか。先住民族の民族自決権は、彼らの慣習の内容に関して自ら決定する権利を包含するのか。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (1966)）（以下社会権規約と略記）において保障された文化に関する権利は、差別的かどうかに関わりなく、文化的な慣習を保護するのか*。¹²⁾

* 社会権規約における文化に関わる規定：本文とかかわる規定はつぎの規定である。「第二条 1. この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。2. この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」；「第三条 この規約の締約国は、この規約に定めるすべての経済的、社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。」；「第四条 この規約の締約国は、この規約に合致するものとして国により確保される権利の享受に関し、その権利の性質と両立しており、かつ、民主的社会における一般的福祉を増進することを目的としている場合に限り、法律で定める制限のみをその権利に課することができることを認める。」；「第五条 1. この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利若しくは

自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。2. いずれかの国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵すことは許されない。」

IV. 問題点

差別的な先住民族の慣習から生じる問題の解決に資する、普遍主義と文化相対主義に関する国際的な論争の有効性を評価するためには、先に言及したマラエの慣習が撤廃条約違反であるということに依拠して委員会に対して通報するという、具体的な文脈で検討することが有用である。たとえばドナ・アワテレ・フアタ (Donna Awatere Huata) は、ニュージーランド政府に関する通報においてつぎのように主張している。政府は、女性がマラエで意見表明することを認めないイウイの慣行を、撤廃条約第2条 (f) と第5条 (a) が求めているようには立法上修正していない、と。

文化相対主義と普遍主義のあいだの論争が、イウイの慣習を実践する権利と先住民族の女性が差別されない権利とのあいだで均衡を保つことに資するか否かを評価するためには、多くのことを前提とすることが必要である。まず第1に、マオリ女性がマラエにおいて意見を表明することを認めないという慣行が差別的であるということ。第2に、委員会への通報が受理されるということ。第3に、マラエでの意見表明の権利に関する相対主義者の立場を撤廃条約にもとづいて検討可能であること。先に言及したように撤廃条約は、[女性が] 差別されないということ、[差別的な] 文化よりも優先させているという点において、普遍主義者の思想を反映している：¹³⁾

撤廃条約は出発点を提供しているが、変革を達成するためにいかに進むべきかについては指示していない。文化に含まれた主張内容を文脈に応じて評価するという、柔軟なプロセスをとることを撤廃条約は可能としている。

注意すべき点：ひとつの具体的な事例に依拠して、差別的な先住民族の慣習に関する文化相対主義者と普遍主義者の論争がはたして完全に有用であるのか否かについて、決定的な結論にいたることは困難である。差別的なパプア・ニューギニアあるいはカリンハとロコノの先住民族の慣習の方が、たとえばマオリの慣習から生じてくる問題の解決にとってより有用であるかもしれないし、あるいはその逆であるかもしれない。あるいは

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

はまたその論争において、ある国の憲法体制における方が、他の国の体制におけるよりも重要であるかもしれない。しかしながら本稿では、一定の包括的な結論を導くことが可能であるということを示唆したい。ただし、これらの結論が、先住民族の慣習や憲法に関わる決定を下す方法に適用されうる範囲は、状況に応じてさまざまに異なっているということに注意すべきである。

最後に、本稿では主に、理論的な領域におけるよりもむしろ、国際的な議論の場において展開されている、普遍主義と文化相対主義のあいだの論争に焦点を当てている。それらに関するアカデミックな論争には、国家や人権に対して「強硬路線をとる」(‘hard line’) NPO などの論争よりも微妙な差異が存在しているからである。

V. 普遍主義と文化相対主義

最も根本的なレベルにおいて普遍主義と文化相対主義は人権の本質に関して異なった概念を有している。したがって、人権の具体的ななかみはそれぞれの理論において異なっている。

A. 普遍主義

普遍主義は人権が普遍的であると主張する。人権は文化や民族、エスニシティ、ジェンダー、年齢、等々とは無関係に、ひとり一人の人間に付随し、固有のものである。さらに、人権は絶対的なもので譲渡不可能である*¹。¹⁴⁾

リベラルな理論からすれば、普遍主義が経済的、社会的、文化的な権利、あるいは発展の権利よりも、市民的、政治的権利を優先するのは驚くべきことではない。普遍主義は同じく、集団の権利よりも個人の権利を優先する。個人(人間)が権利の唯一の保持者である。*²

* 1 人権の普遍性、平等性、不可譲性：「世界人権宣言は、前文で『譲ることのできない権利』について語り、第一条では、『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である』と述べている。国際人権規約A規約、B規約の前文でも、『人類社会のすべての構成員の固有の権利及び平等のかつ奪いえない[不可譲の——筆者]権利を認める』と述べられている。これらの文言の示唆しているように、人権の普遍性、平等性、不可譲性などは人権概念の重要な特徴である。これらの特徴は、他の国際人権法やソフト・ロー、そして国連人権委員会や規約人権委員会などの国連諸機関の実践などからもうかがい知ることのできるものである。[改行] したがって人権概念の第三の特徴は、人権の

普遍性である。ここでいう人権の普遍性は人権原理がどこの国ないし地域でも十分に保障され実現されているという意味ではない。またどこの国ないし地域でも人権侵害に対する制度的救済が完備しているという意味でもない。それは、一定の権利・自由がすべての人に平等に配分されるべきであること、そしてそのような人権原理がどこの国、地域でも妥当しているということである。したがって人権原理には、国境、文化、宗教などの壁がない。それはどこの国、地域でも妥当している。つまり人権原理は地球的規模で妥当しているのであり、……。」深田三徳『現代人権論——人権の普遍性と不可譲性』(弘文堂、1999年) 112頁

- * 2 人権の享有主体：「人権の普遍性は、人権の保持者である人間をどのように捉えるか、そこには個人だけではなく集団ないし団体も含まれるかどうかの問題を含んでいる。しかし第一世代、第二世代の人権に限定した場合、原則として個人が人権の享有主体であると考えべきであろう。」深田、114頁

B. 文化相対主義

ヒギンス (Higgins) は文化相対主義についてつぎのようにのべている：¹⁵⁾

一般的にいえば、……文化相対主義はつぎの前提のひとつもしくは両方にかかわっている。すなわち、知識と真理は文化によって異なっており、異文化理解の妨げとなっていること；そして、すべての文化は等しい価値を有していること。世界中の文化の多様性に関する経験的観察を総合すれば、これらふたつの前提はつぎの結論、すなわち、人権は文化的な領域を超えることはなく、したがって文化を超えて移転することはできないという結論に導く。

重要なことは、コミュニティが享受している権利のなかみは文化によって決定される、と文化相対主義が主張していることである。¹⁶⁾ このことを前提として文化相対主義者は、国際的な人権文書において法典化された人権のなかみは、国際人権法の内容に関して最も強い力を有している国ぐに、すなわち西洋諸国の価値観を反映している、と主張している。^{*}

- * 文化相対主義：「『文化相対主義 (cultural relativism)』は、もともと人類学の研究のなかで使用されるようになったことばであり、文化の多様性・異質性・文脈依存性を認めながら、文化の内在的ないし機能主義的理解や価値中立的な研究方法などを主張するものである。したがってそれは、人類学において西洋人の自文化中心主義への反省を促し、いかなる慣習・風習もその文脈ないし背景から切り離して優劣、善悪の評価を下すべきでないとするものである。しかしここで問題にしようとしている文化相対主義はそれと同じではない。これはそれぞれの

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

社会には独自の文化があり、道徳的諸原理や制度などもその文化の下で、あるいはその文化の一部として生まれた独自のものである。したがってある社会の文化の下で生まれた道徳的諸原理や制度などを別の文化をもつ他の社会の道徳的諸原理などによって評価することはできないとする考え方である。〔改行〕この見解によれば、人権原理は西欧のキリスト教文化の下で、あるいはその一部として形成されたものであり、それは別の文化をもつ非西欧社会では妥当しない。人権原理によってこれらの社会の道徳的諸原理や制度などを批判する人々は、これらの社会の固有の文化を尊重していない。したがって人権原理を押しつけたり、政府開発援助（ODA）などの条件にしたりすることは間違いなのである。〔改行〕文化相対主義は、それぞれの社会には独自の文化があり道徳的諸原理もその下で、あるいはその一部として生まれた独自のものであると示唆している。したがってそれは、道徳的相対主義（moral relativism）と関連している。〕深田、前掲、132-133頁。ちなみに、深田は上の「……これらの社会の固有の文化を尊重していない。」の文末につぎの注を付して、チャーターズが次項「C. 普遍主義と文化相対主義のあいだの対立」で言及するアメリカ人類学会から出された批判に言及している。「このような見解を最も早く主張していたのは人類学者たちである。一九四七年、アメリカ人類学会が国連の人権委員会に対してそれぞれの社会および集団の文化の差異への配慮を要求する声明を出している。American Anthropological Association, Statement on Human Rights, American Anthropologist, vol. 49, no. 4 (1947), p. p. 539-43……」深田、前掲、145頁

C. 普遍主義と文化相対主義のあいだの対立

普遍主義者と文化相対主義者の人権に関する理論のあいだに対立があることは明らかである。普遍主義者は文化相対主義者が依拠する命題を批判する。同じく文化相対主義者は普遍主義者の基本的な前提を覆そうとする。

国際的な舞台におけるこれらふたつの理論の緊張関係は、「世界人権宣言」（Universal Declaration of Human Rights）（以下人権宣言と略記）の草案が作成されていた1940年代後半の時期においてすでに明確であった。アメリカ人類学会（American Anthropological Association）は、人権宣言は「欧米の国ぐにで流布している価値観のみにもとづいて観念された諸権利に関する言明」であると警告している。そしてさらにまた、「ある社会において人権として把握されたものは、他の人びとにとっては反社会的なものと考えられることもありうる」と指摘している。¹⁷⁾西洋諸国はこのような見解には反対した。

両者の論争はとくに女性の権利をめぐる激しくおこなわれている。¹⁸⁾たとえば、普遍主義者はつぎのように文化相対主義者の見解を批判している。「一般に集団の有力者

にとって都合が良く、したがって、集団の利害関係やイデオロギー、慣行を形成するにおいて、ジェンダーが作用していることを覆い隠してしまう」、と。¹⁹⁾

それに対して文化相対主義はつぎのように反論する。普遍主義が依拠しているリベラルな理論は、リベラル以外の見方を受け入れないし、また「人間の尊厳に関する本質的な見方は、諸個人に付与された固有の権利を通してよりもむしろ、コミュニティのメンバーシップを通じて確定される」ということをも承認しない、と。²⁰⁾ヒギンスはつぎのように指摘している。

文化相対主義者はフェミニストたちを西洋のイデオロギーを生みだすものとして、またグローバルなフェミニストを西洋の帝国主義の一形態として攻撃している。……文化相対主義者はフェミニストの人権活動家を、非西洋の文化に対して西洋基準を押しつけるものとして批判している。

D. 普遍主義、文化相対主義と先住民族

国際的なフォーラムにおいて活躍している先住民族は、文化相対主義者と普遍主義者の両者のあいだの議論の応酬を援用してきている。^{*1}

国連先住民族権利宣言（以下、宣言と略記）の草案作成という文脈においては、先住民族は集団の権利をより強力に承認する文化相対主義者の見解を一貫して採用している。²²⁾ 普遍主義者の人権に関する個人主義的な概念は、多くの先住民族や部族社会の人びとにとって集団が重要な意味を有していることを無視していると論じている。アナヤはつぎのように指摘している^{*2}：²³⁾

先住民族は集団的な性質を有する権利の承認を求めてきた。それらの権利の受益者は、個人あるいは（未熟な）国家ではなく、歴史的基盤を有するコミュニティである。そのような権利の概念の具体化や表明は——人間社会の支配的な概念に根強く残存し、国際基準の形成において強力に自己主張してきた——個人対国家という永続的な二元対立とは相反するものである。

さらにまた、強力に主張される集団的権利は——国家の勢力圏内に存在する社会的、政治的組織に対して特に危機感を抱く——主権国家の観念に対して挑戦しているのである。

*1 宣言の草案作成プロセスにおける先住民族のコミットメントの重要性：チャーターズは宣言の有する正統性を論じた別稿において、正統性をもたらす3つの要素をつぎのように指摘している。「本稿においては、宣言に対して人びとの正統性（legitimacy）への認知の度合いが高ければ高いほど、諸国が宣言の内容を履行する可能性が高いということを示したい²。そして国際関係と国際法に関する現在の研究成果に依拠しつつ、国際文書の正統性は主としてつぎの3つの要素に依拠していると論じる。すなわち、当該国際文書が生み出されてきたプロセス

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

の特性とそのなかにそのものが有する正当性 (justice)、そして最後に、当該文書の生成プロセスに国際的なさまざまなアクター——個人や市民社会、国境をまたぐ団体、諸国家、先住民族、等々——がどの程度参加しているのかという3つの要素である。」(「クレア・チャーターズ、角田猛之訳「国連先住民族権利宣言の正統性」・「先住民族の権利」『関西大学法学論集』) 宣言草案作成プロセスへの「自由な参加」の重要性に関連して、チャーターズは特に先住民族の参加の重要性をつぎのように指摘している。「利害関係者のすべてが法制定や法の解釈、適用に自由に参加できることによっても、手続き上の正統性を導きだすことができる²³⁾。国際法の内容を確定する場合に利害関係を有する国民を含んでいても、国際法は成立すれば権威を獲得する。このようにして国際法はその規範的要求を説明し、正当化することができるのである。……テナント (Tennant) は、『国連時代の国際的な諸制度の視点からすれば、制度的プロセスにおいて先住民族がより多く参加すればするほど、それだけこれらのプロセスとその帰結はより大きな正統性を有するであろう。』²⁵⁾ [改行] 宣言は先住民族が自由に参加することができたプロセスの帰結であった。まさに宣言へといたる流れとそこから生まれてきた作業部会は、宣言に開かれた国連のドアを1977年に押し開け、マルチネス・コーボの権威ある「先住民への差別問題に関する調査報告書」²⁶⁾が出された——1970年初頭に小委員会によって命じられた²⁷⁾——のは、まさに先住民族自身の力によってなのである。」チャーターズ、前掲

* 2 ジェームズ・アナヤ：ジェームズ・アナヤは、国際人権、とりわけ先住民族の人権に関する国際学界を代表する研究者のひとりである。また彼は、国連の特別報告者として多くの国ぐにの人権状況に関する報告書を国連人権理事会に提出している。特別報告書のひとつたるニュージーランドのマオリに関する特別報告と彼の経歴については、「ジェームズ・アナヤ、角田猛之訳「国連・先住民族の権利に関する特別報告——ニュージーランドにおけるマオリの人びとの現状」(『関西大学法学論集』)

しかしながら先住民族は——市民権規約第27条のような国際人権条約の下での文化享有権を展開することによって——国際人権に関する普遍主義者のモデルをも自らとり込んできている。²⁴⁾

E. 女子差別撤廃条約委員会による普遍主義と文化相対主義の援用の可能性

かりに委員会が、マラエにおける女性の発言に関する権利に関して普遍主義者のスタンスをとったとすれば、市民的、政治的に差別されない権利を、それと矛盾する慣習よりも優越させるだろう。実際にも、普遍主義者は個人の権利のみを承認するということからすれば、個々の女性が有する権利とイウイのあいだには対立は存在しないだろう。なぜならば、権利は集団に与えられるものではないと普遍主義者は主張するからである。

それに対して、かりに委員会がマラエでの発言の権利に関する問題について文化相対主義者のアプローチをとるとすれば、マラエのチカガにより配慮するだろう。特定の社会における権利はチカガによってその内容が確定されるゆえに、マラエでの女性の発言に関して差別されない権利は問題とはならない。そのゆえに委員会は、集団すなわち当該イウイに関して、自らの文化のなかみを確定する集団の権利を優先させるのである。

VI. 差別的な先住民族の慣習に対する普遍主義と文化相対主義の論争の援用

先住民族の女性の権利と先住民族の権利のあいだの均衡をいかにはかるべきかという問題に関する決定を、普遍主義と文化相対主義のいずれが人権についての正しいとらえ方なのかに関する規範的評価にもとづいておこなうことは、一見すると有用であるように思われる。そのようにすれば、一応の答えは得られるだろう。しかしながら委員会は、以下にのべる理由から、国際的な議論の場でなされている普遍主義と文化相対主義に関する論争を有益であるとは考えないだろう。

A. 論争の政治化

普遍主義と文化相対主義のあいだの論争は極めて政治的様相を帯びていた。

冷戦期にソビエト圏諸国は、国際人権法が個人の権利に力点を置くことを批判しつつ、経済的、社会的、文化的な権利に対するより強力な国際的承認を主張した。²⁵⁾さらにまた共産主義諸国は文化相対主義の立場から、普遍的、文化横断的な一連の人権観念を否定した。それに対して西側諸国は、ひどい人権状況であるが故に国際的な審査に服したくないという状況にあるものとして、共産主義諸国の政治的スタンスを厳しく批判した。普遍主義と文化相対主義の論争は、冷戦下において「相手からの攻撃に対する相互の」防御の手段として利用された。

そして冷戦終結後においては、普遍主義者と文化相対主義者の議論を利用する、国家間の論争にない手が交代した。たとえばバチカンや一定のムスリム国家は、普遍主義を「性に関する自由や個人の自律に関する西洋の規範を世界の他の国ぐにに押しつけるもの」として批判した。²⁶⁾

しかしながら、文化相対主義の立場を最も声高に擁護する国はアジアの国ぐにである。1990年代の経済的な成功によってもたらされたより大きな国際的競争力に支えられて、アジアの国ぐには「人権がはらむ普遍主義に挑戦」し、「国際的な人権運動を西洋偏重であると批判」しはじめたのである。²⁷⁾このような新たなアプローチに沿ってアジアの

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

国ぐには、1993年にウィーンで開催された世界人権会議への準備としてバンコク宣言を採択した*。その宣言は人権に関する集団的で普遍的傾向の弱いアジアの国ぐにの立場を明確にしている。つぎのように宣言している：²⁸⁾

人権は……それぞれの国や地域の特殊性やさまざまな歴史的、文化的、宗教的な背景を配慮しつつ、国際的な規範定立においてダイナミックで発展的なプロセスにおいて考察されなければならない。

* バンコク宣言における普遍主義的な人権論への挑戦：「一九九三年にウィーンで国連の世界人権会議が開催された。人権の国際保障の観点から極めて意義のある会議であった。この準備のために一九九一年から四回の準備委員会の会合と、アジア、ラ米、アフリカの三地域で地域会合が開かれた。アジア地域会合は、一九九三年三月タイのバンコクで行われ、『普遍的な人権保障に真っ向から挑戦する』バンコク宣言を採択した。その要旨は次の通りである。第一、人権は相対的なものである。第二、人権は国内問題であり、NGOを含め外部からの介入を許すものではない。第三、アジアでは社会権の実現が肝要であり、集団（国家）の権利たる発展の権利が国際社会によって確保されなくてはならない。第四、先進国の人権政策は一貫性を欠いており、援助供与の条件に人権を用いることは不当である（1）。[改行] この採択に当たって、日本の代表はその立場を説明し、『協力と妥協の精神でコンセンサスに加わったが、人権は全人類に共通の普遍的なものであり、正当な国際的関心事項であるとの日本の基本的立場に変わりはない』と言明している。宣言第八項には『人権は普遍的な性質のものであるが、国と地域の特殊性及び種々の歴史的、文化的、宗教的背景の重要性を念頭に、国際的な規範設定の動的で進化する過程の文脈において考慮されなければならない』とあり、その主張の中に普遍性への言及を全然入れなかったわけではなかったが、やはり特殊性の方を前面に出した表現であった。』堤功一「グローバル化時代のアジアの人権」（『立命館法学』2000年3・4号上巻（271・272号）520頁（<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/00-34/tutumi.htm>）：2018年1月2日アクセス）以下の注「*人権に関するウィーン宣言及び行動計画での普遍主義と文化相対主義」において、「上の〔宣言第1条と第5条の〕全文から「宣言」が主として普遍主義の立場に立っていることは明らかである。」と指摘したが——本文中でチャーターズが再三にわたって指摘している——普遍主義とは逆の文化相対主義の立場にバンコク宣言が立っていることが示されている。

バンコク宣言に反映されている「アジア的価値」（‘Asian Values’）は、たとえば中国といったアジアの強国の人権に関するスタンスと整合している。天安門広場での虐殺後の人権状況に関する国際社会による調査への対応として、1991年に中国は普遍主義を

否定する『人権報告書』(Human Rights Paper)を刊行した。そのなかでつぎのように指摘している：²⁹⁾

……一定の人権は普遍的である。しかしながらそれらの解釈や実施状況は、各国において異なった、経済発展や文化的慣行、基本的価値を含むローカルな状況によって異なっている；……国際的な人権運動がはらむ西洋偏重と、市民権と政治的な権利、そしてコミュニティと集団の犠牲の上での過度の個人の重視に対する異議申し立て；歴史的事実として、アジアにおいて人権を侵害し、かつ今日においても自国で同様な問題を抱えている、西洋の帝国主義の偽善的行為の批判；……そして、相互尊重の原則にもとづく人権を論ずるという反論。

ピーレンブームはつぎのように要約している。「アジア的価値」のアプローチは、「文化を、あるタイプの人権に対する例外もしくは対立するものを主張するとともに、国際法はそれらの文化を保護すべきであると主張するために」用いている。³⁰⁾

またアジア諸国は、国際人権文書における人権の階層においては——「西洋以外の世界とは異なる、西洋の政治伝統と西洋諸国の豊かさに対する」バイアスを反映しつつ³¹⁾——経済的、社会的そして文化的な権利よりも市民的、政治的権利を優先させている。*

* 普遍主義・リベラリズムの立場からの法哲学者・井上達夫によるアジア的価値論批判：『普遍の再生』(2003年、岩波書店)冒頭の「序 状況から」において井上達夫は、アメリカのイラク攻撃への批判という文脈で、普遍、覇権そしてアジア的価値論に関してつぎのように述べている。「普遍主義はしばしば『欧米中心主義の合理化』として批判され、また近年台頭したアジア的価値論は、アジア諸国における人権や民主主義の蹂躪に対する批判を、『リベラル・デモクラシーという特殊欧米的価値を押し付ける文化帝国主義』として斥け、『普遍を覇権と等置して批判する思考様式』の政治的、思想的影響力を増強している」、と(序の xiii 頁)。「改行」さらに井上は、アジア的価値論が欧米中心主義や欧米的価値の普遍主義を批判しながらも、その批判の文脈において欧米的規範言語を濫用し、またオリエンタリズムを再生産することを通じて、じつのところは、かれらが批判の対象としている欧米中心主義によって逆に支配されてしまっているということを、厳しく批判している。井上は言う。「アジア的価値論の魅力はその『反欧米中心主義的な構え』に由来するが、この構えは表面上のものにすぎない。実際には、アジア的価値論は欧米的規範言語を濫用し、またさらに皮肉にも『欧米の歪んだアジア観』に支配されている」、と(1)。この最後の言における2点が、リベラリズムの視点からする井上のアジア的価値論批判でくり返し強調されているところである。「改行」井上が指摘する第1点の、欧米からの人権尊重要求を覆す『規範的な切り札』としての欧米的規範言語と

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

は、『国家主権』と『社会経済的権利』というふたつの概念である。そして井上はこれらの概念が、恣意的な言説操作のもとで主としてアジアの開発独裁体制の指導者たちにより濫用されていることを、するどく批判するのである。つまり、(i) 欧米諸国からの厳しい人権批判と人権尊重要求＝〈強権国家体制たる開発独裁による人権抑圧〉批判の排除という、対外的な防禦的場面においては『国家主権の神聖化』を主張しながら、反面において、(ii) 欧米の近代化に向けた歴史や思想史において、神聖なる国家主権と一体的に展開し、したがってワンセットとして理解されねばならない古典的人権たる自由権に対しては、『生存の優位』すなわち自由権に対する社会経済的権利の優位を主張することで、これらふたつの言説を操作的に利用＝濫用するのである。』角田猛之「1-VI 開発法学と法哲学・法文化学との交錯——アジアの多元的法体制と法文化はじめに——東西法文化をめぐる法哲学会の近年の動向」(角田猛之『戦後日本の法文化の探求——法文化学構築にむけて——』(関西大学出版部、2010年) 183頁

文化相対主義のスタンスを採用する国ぐにと普遍主義の立場をとる国ぐにのあいだの緊張は、1993年に開催されたウィーン国際人権会議において顕著であった。その会議に現れた文化相対主義者と普遍主義者のあいだの論争をある著述家はつぎのように指摘している：³²⁾

その論争は、政府のリーダーやスポークスパーソンたちが議論を先導することで、極めて政治的なものであった。人身攻撃的な議論が飛び交い、議論のなかみを検討するのではなく、むしろ論敵を不誠実のゆえに批判し、彼らの動機を攻撃した。アジア的価値を擁護する者はすべて、独裁者を弁護する者として批判された。それとは逆に、アジア内部においては、アジア的価値を批判する者は、自己をさげすみ「西洋かぶれ」(‘Westphile’)、ネオリベラリズムへの追従者、あるいは理想主義的な世界市民というレッテルを張られた。

最終的には、「人権に関するウィーン宣言及び行動計画」(1993年)(Vienna Declaration and Programme of Action on Human Rights (1993))は、諸国家の普遍主義と文化相対主義の立場の妥協を反映した。³³⁾第1パラグラフで、「これらの権利及び自由が普遍的性質を持つことは、疑いの余地はない。」としながらも、第5パラグラフでは、「配慮されるべき、国内的、地域的な特徴やさまざまな歴史的、文化的および宗教的背景の重要性」について言及されている。*

* 人権に関するウィーン宣言及び行動計画での普遍主義と文化相対主義：「宣言及び行動計画」

はまずその「前文」でつぎのように指摘する。「世界人権会議は、人権の促進と保護が国際社会における優先事項であり、会議が正当で均衡のとれた方法により、人権のより完全な遵守を促進するため、国際人権システム及び人権保障のための機構の包括的な分析を行う特別な機会を提供することを考慮し、すべての人権は人間に固有の尊厳と価値に由来し人間が人権及び基本的自由の中心的主体でありその結果として主たる受益者でなければならず、人権と自由の実現に積極的に参加すべきであることを認め……。」そして、本文で言及している第1および第5パラグラフはつぎの通りである(傍点・角田)。第1パラグラフ「I. 人権問題に関する原則」「第1節 人権及び基本的自由の尊重」「世界人権会議は、すべての国が、国際連合憲章、その他人権関連文書及び国際法により、すべての者のあらゆる人権及び基本的自由の普遍的尊重、遵守、及び保護促進の義務を満足すべき厳粛な責務を有することを再確認する。これら権利及び自由が普遍的性格を持つことは、疑いの余地はない。この枠組みの中で、人権分野における国際協力の強化は、国際連合の目的の完全な達成には不可欠である。人権及び基本的自由は、すべての人間が生れながらに有する権利であるその促進と保護は、政府の第一義的義務である。」;第5パラグラフ「第5節 人権の普遍性、不可分性と相互依存性」「すべての人権は、普遍的、不可分、相互に依存し、関連している。国際社会は、同一の立場に基づき、かつ同様に重点を置いて、公平かつ平等な方法で、人権を全世界的に取り扱わねばならない。国、地域の特異性及び種々の歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性は考慮されねばならないが、すべての人権及び基本的自由の促進及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度の如何を問わず、国家の義務である。」本文において第1および第5パラグラフを参照しつつ「諸国家の普遍主義と文化相対主義の立場の妥協を反映」したと指摘されているが、上の全文から「宣言」が主として普遍主義の立場に立っていることは明らかである。

また、本稿の主題たる女性と先住民族の権利については、つぎのように宣言している。「第18節 女性・女児の人権」「女性及び女児の人権は、普遍的な人権の奪うことのできない、重要かつ不可分な部分である。国、地域及び国際的レベルにおける政治的、市民的、経済的、社会的及び文化的な生活への女性の完全かつ平等な参加、並びに、性別に基づくあらゆる形態の差別の根絶は、国際社会の優先的目標である。文化的偏見及び国際的売買に起因するものを含め、性別に基づく暴力並びにあらゆる形態のセクシャル・ハラスメント及び性的搾取は、人間の尊厳及び価値と両立せず、撤廃されなければならない。これは、経済的及び社会的発展、教育、安全な妊娠及び健康管理並びに社会的支援などの分野における法的手段により並びに国内行動及び国際協力を通じて達成され得る。女性の人権は、女性に関連したすべての人権文書の促進を含む国際連合の人権活動の重要な部分を構成すべきである。世界人権会議は、政府、機構及び政府間及び非政府組織に対し、女性及び女児の人権の保護及び促進のための努力を強化するよう要請する。」;「第20節 先住民の尊厳」「世界人権会議は、先住民の生来の尊厳及び

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

社会の発展と多様性に対する独自の貢献を認識するとともに、先住民の経済的、社会的、文化的福祉及びその継続可能な発展の成果の享受への国際社会の関与を強く再認識する。各国は先住民が、社会のあらゆる側面、とりわけ先住民に関わる諸事項については、全面的かつ自由な参加を確保すべきである。先住民の権利の促進及び保護の重要性と先住民が生活する国において、その先住民の権利の促進と保護が政治的、文化的安定に貢献することに鑑み、国家は国際法に従い、平等と非差別を基盤に、先住民のすべての人権と基本的自由の尊重の確保に協調的積極的な措置を講じ、また先住民独自の特性、文化及び社会組織の価値と多様性を認識すべきである。」

上でのべたことからわかることは、諸国家は自らの政治的利益を押しすすめたり、その利益に反対する国を攻撃するために、国際的な議論の場において普遍主義と文化相対主義を利用しているということである。国家は、普遍主義者もしくは文化相対主義者の議論を用いる他の国に対して——それに反する議論の有用性を無視する一方で——レベルの低い告発をおこないがちである。問題なのは、国家が自らの利益によって動機づけられつつこれらの議論を利用していることである。³⁴⁾オットー（Otto）はつぎのように指摘している。³⁵⁾

人権の「普遍性」に関する二極分化した議論——表面上は、普遍性が文化的な相違によって適切であるとされるか否かに関して二極分化している——は、グローバル経済が世界を支配することに対する抵抗と直接に関係しつつ現れてきている。

オットーの見解はカウシカン（Kausikan）によって支持されている。彼は文化相対主義に対する西洋諸国の見方は、「ポスト冷戦下においてアジア諸国が経済的成功をおさめたことからくる懸念と不安定さの結果」であると指摘している。³⁶⁾彼はまたつぎのようにも指摘している：³⁷⁾

たとえば、中国の輸出品において囚人労働が貢献していることやタイにおける児童労働、あるいはマレーシアにおける労働慣行に対するなごしかの批判、といった問題に対する西洋諸国の態度に関して、経済的要因がなんらかの影響を与えていないと信じることは困難である。

皮肉なことに、国際的な人権文書において普遍主義は——それが人権に関する優れた理論であるという理由からではなく、それを支持する国ぐにの力が強いがゆえに——国際人権文書のなかでより大きな「エアタイム」（‘air time’）をえるだろう。西洋諸国は相応の経済力のゆえに国際的な議論の場において優越した地位を得ている。

諸国家のいわば政治的な競技のゆえに、普遍主義者と文化相対主義者の論争はそれほ

ど有益ではなくなったし、また、先住民族の女性の権利と差別的な先住民族の慣習のあいだの緊張関係を解決する力を与えられた機関にとってそれほど役には立たなくなっている。諸国家の不誠実な動機に煽られ、その影響の下でおこなわれる論争は、たとえばマラエにおける女性の発言の権利の問題を考える際には有用ではない。司法機関および準司法機関が普遍主義者と文化相対主義者の論争に影響を受けている場合、両理論間の対立を公平かつ首尾よく解決することはできない。

B. 論争の二極分化

普遍主義者と文化相対主義者の論争の政治化と関連する問題は、その論争が激化し、それぞれの理論があまりにも柔軟性に欠くということである。

普遍主義者の立場を少しでも修正するならば、人権に関して国家が有している責務を破棄することに門戸を開くという「確固とした」(‘absolute’) 見解を西洋諸国家は有している。³⁹⁾そして彼らからすれば、文化相対主義者の主張とはつぎのようなものである。すなわち、人権は西洋の文化的理念のみを反映したもので、したがって非西洋文化への適用は不適切であるばかりでなく、抑圧的でもあるという確固とした主張である。⁴⁰⁾文化相対主義者による普遍主義者の批判と、逆に普遍主義者による文化相対主義者の批判は、いずれも論争的である。ナゲンガスト (Nagengast) はこの点に関してつぎのように指摘している：⁴¹⁾

……差異への尊重を導くために人類学者によって展開された文化相対主義の概念は、……人権侵害を合理化し、その口実とするために、独裁的な国家や政治家、族長などによって濫用され、単純化され、貶められ、利用されてきた。

すでに具体例に依拠して指摘したように、普遍主義者もしくは文化相対主義者のアプローチは、女性の平等の権利もしくは差別されない権利か、あるいは、マラエにおいてイウイが自らの慣習を実践する権利かのいずれかを優先させるアプローチを、委員会が採用するという結果を導き出す。しかしながら、国際的な議論の場で国がいずれかの理論を表明することを期待するならば、委員会は一方の理論のみを優先させるだけではなく、絶対的で断固としたアプローチを採用するだろう。すなわち、現実主義的に両理論のバランスをはかるのではなく、委員会は断固とした決定を下すように導かれるだろう。⁴²⁾委員会にとって複数の選択肢は存在しないのである。たとえば、平等権がイウイの慣習を強制する権利に優るといふ決定はありえず、国がマオリに対して、文化的に適

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

合したかたちでマラエに関するチカガを適切に修正する猶予を与えねばならない、という決定になるだろう。ピーレンブームはつぎのように指摘している：⁴³⁾

しばしば極めて抽象的なレベルでなされる論争は、アジアでもそれ以外の地域においても、もはや有意義ではありえない。人権に関する大半の問題にとって、それらが非常に個別的な問題であるゆえに、普遍主義もしくは文化相対主義に立ちもどって論ずることで解決することはできない。⁴⁴⁾

C. 混乱要因としての普遍主義対文化相対主義

もうひとつの論点は、普遍主義対文化相対主義の論争は、差別的な先住民族の慣習から生じる極めて複雑な問題をさらに複雑なものとしている、ということである。両理論のいずれか一方の理論のみに依拠するアプローチは、委員会の決定をサポートするよりもむしろ混乱を招くものである。委員会は、人権の本質と内容に関する理論的な論争に関してではなく、むしろ先住民族の女性の権利を承認するのと合わせて、先住民族の文化を再確認するためにはいかなる方法がベストであるかを探ることに専念すべきである。

そのような論争が委員会をどのように混乱させるのかに関する事例は、以下で詳論する。たとえば、権利に対する普遍主義者のアプローチを採用するならば、委員会は、マラエでのチカガにおける女性の召集の重要性と、男女が平等ではあるが異なった役割をマラエにおいて有することの可能性を考慮に入れるだろう。ニヤムは同様のことをつぎのように指摘している：⁴⁵⁾

[人権擁護グループによる] いくつかの批判においてつぎのことが明らかにされている。すなわち、これらの廃止論者の応答は、慣習もしくはローカルな慣行にとっては、女性の権利は無関係であるという印象を与えており、したがってその解決策は——国内法が国際人権によって提供される——代替手段を、慣習とローカルな慣行の代わりに提供することにある。さらにまた、廃止論者のアプローチは、これらの慣行が組みこまれ、その結果、包括的な解決を妨げるような背景的事実を全体的に理解することを奨励するものではない。

逆に文化相対主義者のアプローチを採用したならば、委員会は、マラエに関するチカガが、同じく女性を差別する [マラエ以外の] 新たな議論の場にも持ち込まれるという可能性を考慮することはおそらくないだろう。キャシー・ドゥーズ (Cathy Dewes) とテ・アラワ・マオリ信託局 (Te Arawa Maori Trust Board) の事例を想起せよ。

第2に、委員会における撤廃条約第2条 (f)、第5条 (a) と、たとえば先住民族の

自決権とのあいだでなされる解決方法は、文化相対主義対普遍主義の論争によって提示されたアプローチによっては、単に表面的にサポートされるにすぎないだろう。

委員会が普遍主義に加担するならば、経済的、社会的、文化的権利よりも市民的、政治的権利を、そしてまた集団の権利よりも個人の権利を優先させるだろう。それに対して、文化相対主義者の立場により整合的なアプローチは、委員会を——市民権を適用するという任務の範囲内において——先住民族の文化に対する権利により大きな比重を与えるように導くであろう。委員会にとってより良いアプローチは、文化相対主義者か普遍主義者かのいずれかの立場に立って、ある権利を他の権利よりも優先させるということができるだけ回避して、相反する権利が妥協しなければならぬ範囲を最小限にするような結論を導くことである。

第3に、文化相対主義者もしくは普遍主義者のスタンスを採用することは、先住民族社会における男女の関係に関して、植民地下での先住民族の経験が与えたインパクトを考慮することから、委員会の注意を逸らしてしまうだろう。[先に言及したように] 植民地化が先住民族の慣習にどれほどのインパクトを与えたのかは極めて重要である。女性に対する差別の原因が植民地化に帰せられうるとすれば、委員会が国に対して、先住民族に対してあまりダメージを与えないように、一定の慣習の廃止することを求めることがより適切であろう。文化相対主義者と普遍主義者のスタンスでは、そのような微妙な意味合いを持つアプローチを採用することは不可能である。

最後に、委員会が普遍主義者か文化相対主義者のいずれかのアプローチを採用したならば、差別的な先住民族の慣習を含むさまざまな情報に関して優先的な処置をおこなうだろう。しかしながら、「フリーサイズ」(‘one size fits all’) アプローチは適当ではないだろう。差別的な慣習から生じる問題に対する最上の解決策は、当該慣習が機能する文脈が異なる場合には異なった扱いをすることである。要するに、ウガンダの女性にとって最良の解決策が、マオリ女性にとっても最上だということはないのである。

D. 帝国主義者のアプローチとしての普遍主義者と文化相対主義者のアプローチ

普遍主義者の立場も文化相対主義者の立場もともに、差別的な先住民族の慣習によって生み出された対立に対しては、「トップダウン」方式のアプローチが必要であろう。それらには、先住民族とは無関係な方法による先住民族問題の解決を暗黙の裡に含んでいる。委員会が差別的な慣習に対する決定をいずれかの理論に基礎づけ、そして当該国が委員会の決定を履行したならば、普遍主義者か文化相対主義者のいずれかの理論が当

該先住民族に押しつけられることになる。

文化相対主義に依拠した決定は強制されることはないと論じる者もいる。というのは、文化相対主義の前提は、すべての文化の平等性の尊重と、異なった文化的慣行への敏感さにもとづいているからである。しかしながら文化相対主義もまた、普遍主義と同様に普遍的な理論だということを承認することは重要である。それは人権に関するひとつのイデオロギーが正しいものであることを要求する。両者の相違は、文化相対主義はその内容において普遍主義と異なっているということにすぎない。*

- * 人権の普遍性と歴史性、具体的な内容の一定の相対性：本文で指摘されているように、文化相対主義それ自身も「普遍主義と同様に普遍的な理論」である。同じく、普遍主義も一定の相対性を含むことが承認されている。深田三徳はつぎのように指摘している。「人権の普遍性は、制度的側面と道徳的側面における普遍的妥当性である。ただし、それは、人権の内容（つまり人権の享受の条件、人権の範囲、ウェイトなどがどの国でも全く同一であるのではなく、国ないし地域の歴史、文化、伝統、経済などによって若干影響を受けることを否定していない。実際に、国際人権法上、人権原理の解釈・実行は各国政府に委ねられている。しかしそれは、人権原理の解釈・実行が恣意的であってよいことを意味していない。それは、他の締約国の異議や NGOs などの批判に開かれている。また規約人権委員会による政府報告書の審査・国別コメント・一般的注釈もある。個人通報制度における先例もある。」「人権概念の第八の特徴は、人権の歴史性である。これは人権の保持の条件、享受の条件、人権の対象、範囲、ウェイトなどがこれまで歴史的に変化ないし発展してきたこと、そして将来も同じように変化ないし発展してゆく可能性があることを意味している。人権はかつて第一世代のもののみであったが、やがて第二世代のものも含むようになり、それぞれの人権の範囲、ウェイトなども変化してきた。今日では、第三世代の人権といった新しい人権についても議論されつつある。人権の歴史性はこのような新しい人権の生成について理解する場合に必要な不可欠なものである。」深田、前掲、113-114、115-116頁

さらにまた、文化相対主義者と普遍主義者の議論が国際的な議論の場でなされていた時期においては、いずれの理論もとりたてて先住民族にかかわる議論ではない。すでに検討したように、それらの理論は先住民族に固有のものではなく、むしろ国家が援用するものなのである。それらは、政治的に利用可能である場合に、先住民族によって借用されたにすぎない。その意味で文化相対主義も普遍主義も先住民族にとっては外来のものにすぎないのである。

普遍主義者か文化相対主義者のスタンスに依拠した、差別的な先住民族の慣習に関す

る決定を強制することは、とりわけ先住民族がこうむった植民地の経験を考えるならば不適切である。植民地体制下でのみじめな経験に照らして、先住民族は外からの規範の押し付けに対して非常に敏感であることは当然のことである。差別的な慣習上の相続法の修正に関する、南アフリカ法律委員会（South African Law Commission）の提案は、「南アフリカ伝統的指導者会議」（Congress of Traditional Leaders in South Africa）の議長によるつぎのようなコメントを引き出した。「われわれの法がいわゆるコモンローに服すべきであるという考え方を拒否する——それは、われわれの伝統的な法の体系を貶めるために一貫して用いられてきた、外から持ち込まれた白人の法である。」⁴⁶⁾

委員会による決定がとくに普遍主義者のアプローチにたち、先住民族の人びとの意見にもとづかない場合には——国に対して差別的慣習を排することを求めるならば——逆効果となろう。慣習が危機に直面した場合、支持者たちはますます慣習の保護に固執する。ニヤムはつぎのように指摘している：⁴⁷⁾

植民地主義のインパクト、とりわけ慣行を根絶させようとする試みにより——植民地勢力によって生み出された国民国家の出現に直面した場合——部族のアイデンティティを維持するために、伝統的な儀式を保存しようとする動きに直面する。

皮肉なことに、慣習を廃止しようとする外からの試みが強ければ強いほど、その慣習はより強固に実践されることになる。アフリカの政府が女子割礼を禁止することに着手した際にその慣習は秘密裡におこなわれ続け、そのことによってかえって女性の健康に大きな害悪をもたらした。⁴⁸⁾ある研究者はつぎのように指摘している：

権利の擁護者はマジョリティを占める人びとの価値観から大きく逸脱することはできないというのが重要な教訓である。一般的にいえば、社会のマジョリティが抱く価値観に合致しない法を強制することは困難である。⁴⁹⁾

先住民族は、先住民族以外の人びとが彼らの慣習を変えることを求めるときに大きく傷つけられるだろう。ガニング（Gunning）は女子割礼を根絶しようとしている西洋のフェミニストの試みに対してつぎのように指摘している：⁵⁰⁾

連帯を表明する西洋のフェミニストがいかに善意であるとしても、第三世界での女子割礼の慣行に対して西洋の人びとが大きな関心が寄せているということに対しては、しばしばそれは、偽装された、民族的、文化的優位と帝国主義を表現するものにすぎないと受け取られている。

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

差別的な先住民族の慣習から生じる問題は、先住民族自身によって最も首尾よく解決されうる。「ゼロからの」(Ground-up) アプローチが好ましいのである。先住民族は集団であり、当該慣習に最も身近に接している先住民族の女性はその問題の微妙なところに最も精通し、その結果に対して最大の利害関係を有している。したがって、先住民族の女性と先住民族の人びとは、彼らの文化が有する利害と先住民族の女性が有する利害の均衡を最もよく図ることのできる地位にいるのである。ニヤムはつぎのように同様な結論をのべている。「憲法上の修正に向けたローカルな試みを支持するという戦略は、特定の文化的慣行の廃止を求めることよりも、より永続的で効果の大きい社会改革を確かなものとする。」⁵¹⁾

したがって、女性差別をいかに撤廃すべきかを探求する際には、委員会は先住民族のコミュニティを引き入れることが望ましいだろう。ピーレンプームはつぎのように指摘している：⁵²⁾

ローカルな伝統によってサポートされておれば、女性の権利の実現を容易かつ効果的におこなうことができるということを、権利の擁護者たちは学んできた。それは、マレーシアやインドネシアの女性の権利擁護グループの経験によって確かめられている。そこでは、彼らの宗教的、文化的な伝統と手を携えて、日常生活のなかでの女性差別との戦いにおいて相当な成果を収めてきている。

差別的な慣行に対処するための——先住民族が直面している現実に依拠する固有の言語を発展させる機会を、彼らは有していなければならない。チディ・アンセルム・オディンカル (Chidi Anselm Odinkalu) はつぎのようにのべている。「アフリカにおいては、社会正義のための生活闘争は、その実態や望みが人権機関や彼らの言語によって十分に把握されていないと感じている人びとによってなわれている。」⁵³⁾

先住民族の女性の声が最大限に聞き入れられる機会が与えられていることが絶対に必要である。彼女らは差別的な先住民族の慣習の問題によって最も大きな影響を受けている。女性であることそのものと、彼女らの文化をめぐって選択できない先住民族の女性ほど、この問題の扱いが困難である集団はない。この点は「北京先住民族女性宣言」(Beijing Declaration of Indigenous Women) に反映されている。^{*}宣言は差別的な慣習法の撲滅を要求するとともに、先住民族の自決の権利をも要求している。⁵⁴⁾

* 北京宣言：本稿に関連する第4回世界会議での北京宣言での規定はつぎの通りである。本稿と特に関連する箇所には傍点を付した。(http://www.gender.go.jp/international/int_

standard/int_4th_beijing/index.html : 2018年1月3日アクセス)「1我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、2国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、3全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、4あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、……7無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント(力をつけること)を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。」「我々は、以下のことについての我々の誓約(コミットメント)を再確認する。8国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。9あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。……12思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。」「我々は、以下のことを確信する。13女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス(参入)を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。14女性の権利は人権である。15男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ(提携)が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。……19あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー(社会的、文化的性差)に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。……」「我々は、以下のことを決意する。……23女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。24女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。……31女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。32人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。……我々は、以下のことを決意する。……[以下省略]

Ⅶ. 結 論

本稿では、国際的な議論の場でなされてきた普遍主義者と文化相対主義者のあいだの論争は、差別的な先住民族の慣習から生じる問題を解決する権限を与えられた、国内的もしくは国際的な諸機関にとっては有用ではないということを論じた。なぜならば、そのような論争は、あまりにも政治的、論争的かつ論点が多様であり、いずれの理論も極めて帝国主義的な内容を有しているからである。

とするならばより適切な解決策とはいかなるものであろうか。この問題に対する回答は、ビクトリア大学ウエリントン校（Victoria University of Wellington）で開催されたもうひとつの人権に関する国際的なシンポジウムにおいて最もよく提示されているだろう。^{*}

- * ビクトリア大学ウエリントン校での人権に関するシンポジウム：ビクトリア大学では2003年以来毎年人権に関するシンポジウムが開催され、そこで発表されたペーパーをもとに“*Human Rights Research Journal*”を刊行している。この雑誌とシンポジウムに関してつぎのようにのべられている。（<https://www.victoria.ac.nz/law/centres/nzcp/publications/human-rights-research-journal>：2018年1月3日アクセス）同誌は「2003年に刊行され年1回刊行されている。それは、ニュージーランド・ビクトリア大学ウエリントン校の刊行物である。同誌は、国際人権に関する学際的な研究成果を刊行することを目的としている。同誌掲載の論文は、毎年8月にビクトリア大学で開催される人権に関するシンポジウムで発表されたペーパーである。それらのシンポジウムにおけるペーパーは、法的な視点のみならず、社会的、歴史的、神学的、哲学的、経済的、政治的な内容にわたっている。」

しかしながら私はつぎの点をひとつの示唆として提示したい。すなわち、差別的な先住民族の慣習の合法性を決定する機関は、先住民族自身がこれらの問題を処理することを認めるように国家を後押しするようなアプローチを採用しなければならない。私はニヤムの「批判的プラグマティズム」の要請に賛同する。彼女はつぎのように説明している：⁵⁵⁾

批判的プラグマティズムは、文化をジェンダーにもとづく不平等の正当化根拠として展開する議論に対抗するために、慣習を柔軟かつ多様なものとして理解することを含んでいる。

「批判的プラグマティズム」に依拠したアプローチは、差別的な先住民族の慣習にかかわる事例に関して、その問題についての決定権を有する機関が柔軟性に欠く立場をと

らないようにするだろう。そのような立場にかえて、当該事例に現れた固有の事実柔軟かつ適切な対処を試みる。そしてそれはつねに、慣習は「変化に対応し、時とともに変化するダイナミック」⁵⁶⁾なものであることを認め、慣習が変化していくことを奨励することに力点をおいている。その結果得られた解答は、先住民族の問題に対する先住民族自身による解決策なのである。

- 1) *Application of Wagi Non* [1991] PGNC 2; Mt Hagen N949
 (http://.pacilii.org/pg/cases¥PGNC/1991/2.html) (2003年9月9日アクセス)
 ウッツ (Woods) 裁判官はつぎのように判示した。「女性を誹謗する慣習はパプアニューギニア法の下では認められない。というのは、それらの慣習は、憲法に明確に規定されている平等と参加という国家の目標に反するからである。」
- 2) Ellen-Rose Kambel “Are Indigenous Rights for Women Too? Gender Equality and Indigenous Rights in the Americas: The Case of Surinam” in Titia Loenen and Peter R Rodrigues (eds) *Non-Discrimination Law: Comparative Perspectives* (Maritinus Nijhoff Publishers, Holland, 1999) p 167
- 3) Donna Awatere Huata in Penelope Carrol “Will the keepers of Marae Culture Remain Silent? Biculturalism and gender in Aotearoa” (1997年2月11日) The New Zealand Herald Auckland http://www.scitec.auckland.ac.nz/~%20king/Preprints/book/marae.htm (2003年9月12日アクセス) Annie Mikaere “Maori Women: Caught in the Contradictions of a colonized Reality” (1994) 2 Waikato LR 12
- 4) Annie Mikaere “Maori Women: Caught in the Contradictions of a Colonised Reality” (1994) 2 Waikato LR 12 にお
- 5) Ephraim v Pastory and Kazilege [1990] LRC (Const) 757 (Tanzania High Court); [1992] LRC (Const) 623 (Botswanan Court of Appeal). 同じくボツワナ控訴裁判所は、ボツワナ憲法に合致しないという理由で、慣習上の規範に依拠した差別的な法律を無効とした。*Unity Dow v Attorney General of Botswana* [1991] LRC (Const) 574 (Botswanan High Court); [1992] LRC (Const) 623 (Botswanan Court of Appeal). マガヤ対マガヤ事件 (*Magaya v Magaya*) においてジンバブエの最高裁判所は——慣習法は、ジンバブエ憲法における差別されないことの保障ということには服していないという理由で——差別されない女性の権利よりも差別的な慣習法を優先させた。
- 6) ニュージーランド権利章典法第3条は、同法は、ニュージーランド政府の立法上、行政上、司法上の機関によっておこなわれる行為、もしくは、なんらかの公的任務、

権限もしくは責務を遂行する個人もしくは機関によっておこなわれた行為に適用されると規定している。

- 7) South African Constitution, Art 31 (2). トム・ベネットは、南アフリカ憲法に関してつぎのようにのべている。「慣習法を黙示的に承認すると同時に性差別を禁じることで、相反する文化のあいだの対立を憲法に持ちこんでいる——それは明らかに長期にわたって激化していった対立点である。というのは、アフリカの文化には家父長制の原則が浸透しているので……ジェンダー平等の条項はいまや慣習法を一掃してしまう危険性を生みだしているのである。」Tom W Benntte “The Equality Clause and Customary Law” (1994) 10 South African Journal of Human Rights 122, 123.
- 8) Native Women’s Association of Canada v Canada (1994) 119 DLR (4d) 224 (SCC) 参照
- 9) たとえば認容要件には、まず国内法上可能なすべての救済措置を訴求していなければならない、という条項が含まれている。しかしながら、ニュージーランドにおいてマオリの女性が「国内法上のすべての救済措置を訴求」するということは困難であろう。マラエのチカガが女性を差別しているという理由で彼女たちが属するイウイを訴えるような訴訟に関して、そのような管轄権を有する裁判所はニュージーランドには存在しない。マオリの女性たちは、せいぜいそのような問題を1993年人権法によって設けられている人権委員会に持ち込むことができるだけである。
- 10) たとえば、クック諸島政府は、「クック諸島の族長の権限の相続に関する慣習が、それら撤廃条約の規定に反する限り、撤廃条約第5条 (a) を適用しない権利を」留保した。Convention for the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (18 December 1979) 1249 UNTS 13 (CEDAW). メキシコはクック諸島の第5条 (a) の留保に関して異議を唱えた。
- 11) 「たとえば、拷問のような人権侵害の犠牲者とは異なり、女性は、通常は女性を保護することが期待されている人びと、すなわち彼女たち自身の家族やコミュニティによる侵害から守られることが必要である」ことからすれば、私的領域においても女性の権利は適用されるべきであると一貫して論じられている。」Hon Dame Sylvia Cartwright “Rights and Remedies: The Drafting of an Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women” (1998) 9 Otago LR 239, 248. さらにセレスティン・ニヤム (Celestine I Nyamu) はつぎのように指摘している。「実際上人権は、公的領域における権利侵害、とりわけ国家による市民権と政治上の権利の侵害を中心とした、国家に向けられた規律である。したがって、私的領域における侵害はしばしば無視されてきている。しかしながらフェミニストは、女性に対する侵害は主に私的領域において生じ

ており、したがって、その領域への介入を否定することは、女性が平等な権利を享受することを否定する構造を永続化することを意味すると指摘することによって、このような公私二分論 (public/private distinction) を永続化することになると主張している。Celestine I Nyamu “How Should Human Rights and Development Respond to Cultural Legitimation of Gender Hierarchy in Developing Countries?” (2000) 41 Harv Int'l LJ 381, 391.

- 12) 文化に対する権利に関してさらに疑問が生じる。すなわち、個人あるいは集団は文化に対する権利を有しているのか？ かりにそれが集団の権利であるとすれば、慣習法の内容を確定し、適用する集団の権利は保護されるのか。しかしながら、かりにそれが個人的権利であるならば、個々の女性が彼女の属する文化に参加する権利を——たとえば、彼女はマラエにおいて発言する権利を否定されないということ——を求めることによって——保障されているのであろうか。あるいはそうでなければ、文化への権利はそこまでの広がりをも有しえないだろう。慣習に反映された文化が、女性に対して男性と同じ役割を割り当てていないとすれば、女性は文化への権利の下では、文化への権利を否定されているという主張を維持できない。なぜならば、先住民族の文化が女性に対して、実際にも男性と同様な権利を保障していないからである。自由権規約第27条に関する国連人権委員会の諸決定はこの点に関して重要な意味を有している。たとえば、Lovelace v Canada (30 July 1981) Com No 24/1977 (CCPR/C/13/D/24/1977) (UNHRC) 参照。
- 13) ニヤム、前掲416頁。彼女はまたつぎのように指摘している。「撤廃条約第2条 (f) と第5条 (a) が政府に対して女性に対する差別的な慣習を廃止もしくは修正することを要求しているという事実は、その目的を達成するための唯一の方法が、いかなる場合であれ、それらの慣習を違法とすることを目的とした立法を求めるということを意味していない。」ニヤム、前掲415頁。
- 14) 人権に関する普遍主義者の見解には、オイゲン・カメンカ (Eugene Kamenka) の人権に関するつぎの定義が反映されている。すなわち、「権利としてなされる要求はしばしば……多様なもしくは単なる主観的な要求以上の意味を有する、極めて大きな重要性、緊急性、普遍性あるいは絶対的な支持を有するものとしてなされている。」Eugene Kamenka “Human Rights: Peoples' Rights” in James Crawford (ed) *The Rights of Peoples* (Oxford University Press, New York, 1988) 127, 127.
- 15) Tracey E Higgins “Anti-essentialism, Relativism and Human Rights” (1996) 19 Harv Women's LJ 89. ヘンリー・ステイナー (Henry Steiner) とフィリップ・アルストン (Philip Alston) は文化相対主義をつぎのように定義している。「文化相対主義の立場に立つ論者は、(大半もしくは一定の) モラルに関する権利やルールは、文化的文脈のなかに組みこまれ、したがってその内容に依存していると主張し

ている。そして『文化』という用語は、政治的、宗教的なイデオロギーや制度のしくみを含む、先住民族の伝統や慣習的な実践に及ぶ、広範かつ多様なありかたで用いられている。したがって、それらに依拠した正しいこと（と誤ったこと）および道徳的なルールは、それらから生じ、それらに固有の文化が異なっているがゆえに、必然的に世界中で異なっている。」Henry Steiner and Philip Alston “Comment on the Universalist- Relativist Debate” in Henry Steiner and Philip Alston, *International Human Rights in Context* (Oxford University Press, Oxford, 2000) 366, 366

- 16) フェルナンド・テソン (Fernando R Teson) は文化相対主義をつぎのように定義している。「ローカルな文化伝統がそれらにしたがって……所与の社会の諸個人が享受している権利……の存在やその射程を適切に確定する地位」Fernando R Teson “International Human Rights and Relativism” [1985] 25 *Virg J Int'l L* 869, 870. 同じくクリスティン・サヴェル (Kristin L Savell) は文化相対主義者の見解をつぎのように要約している。「人間の尊厳に関する本質的な見方は、諸個人に付与された固有の権利を通してよりもむしろ、コミュニティのメンバーシップを通じて確定される。」Kristin L Savell “Wrestling with the Contradictions: Human Rights and Traditional Practices Affecting Women” [1996] 41 *McGill LJ* 781, 789.
- 17) American Anthropological Association “Statement on Human Rights” (1947) 49 *American Anthropologist* 539.
- 18) 「人権をめぐる政治に対する普遍主義者と相対主義者の対立の影響は、人権としての女性の権利に関する議論において最も顕著であろう。」Tracey E Higgins “Anti-essentialism, Relativism and Human Rights” (1996) 19 *Harv Women's LJ* 89, 97.
- 19) Robyn Cerny Smith “Female Circumcision: Bringing Women’s Perspectives into the International Debate” (1992) 65 *S Cal L Rev* 2449, 2471.
- 20) Kristin L Savell “Wrestling with the Contradictions: Human Rights and Traditional Practices Affecting Women” [1996] 41 *McGill LJ* 781, 789.
- 21) ヒギンズ、前掲。女性の人権という文脈において文化相対主義者が普遍主義的見解を拒否するという問題は、サベルも関心を有している問題である。彼女は文化相対主義者の視点からつぎのように指摘している。すなわち、女性の経験や優越性を明らかにするに際して、文化の重要性を十分に評価していない故に、フェミニストの分析は批判されうる、と。サベル前掲、794頁。
- 22) United Nations Economic and Social Council Report of the Working Group Established in Accordance with the Commission on Human Rights Resolution 1995/32 (E/CN.4/2002/98, 2002) (http://www.treaty_council.org/new_page_5421131.htm) (2003年9月9日アクセス)

- 23) James Anaya *Indigenous Peoples in International Law* (Oxford University Press, New York, 1996) 335.
- 24) *Lovelace v Canada* (30 July 1981) Com No 24/1977 (CCPR/C/13/D/24/1977) (UNHRC) *Mahuika v New Zealand* (15 November 2000) Com No 547/1993 (CCPR/C/70/D/547/1993) (UNHRC); および、カレン・エンゲル (Karen Engle) のコメント参照。「いい換えるならば、先住民族の擁護者は、先住民族の権利を排除しているか、もしくは、先住民族の文化に反するものとして人権を理解しているものとして、そもそも人権の体制を拒否してきているだろう。しかしながらある意味で、先住民族の文化を守るための主張を展開するために、国際社会において主流となっている制度やその強制機構を利用するための努力がなされてきている。」 Karen Engle “Culture and Human Rights: The Asian Values Debate in Context” [2000] 32 NYU J Int'l L and Pol 291, 305.
- 25) ヘンリー・スタイナー (Henry Steiner) とフィリップ・アルストン (Philip Alston) はつぎのように指摘している。「冷戦期における普遍主義と文化相対主義をめぐる論争の主たる土俵は、西側諸国と共産主義諸国、とくにアメリカとソ連のあいだの対立であった。」 Henry Steiner and Philip Alston “East Asian Perspectives” in Henry Steiner and Philip Alston (eds) *International Human Rights in Context* (2nd ed, Oxford University Press, Oxford, 2000) 538.
- 26) カイロで1994年に開催された国連人口会議において、パチカンとムスリム政府によって採択された、トレイシー・ヒギンスの最終見解については Tracey E Higgins “Anti-essentialism, Relativism and Human Rights” (1996) 19 Harv Women's LJ 89, 90.
- 27) Randall Peerenboom “Beyond Universalism and Relativism: The Evolving Debates About “Values in Asia”” (Research Paper Series, Los Angeles School of Law, University of California, 2002).
- 28) Report of the Regional Meeting for Asia of the World Conference on Human Rights (Bangkok, 29 March -2 April 1993) UN Doc A/Conf.157/ASRM/para 7.
- 29) ピーレンブーム、前掲、49頁。ブルマは同じく、軍での強制労働、レイプ、拷問への批判への応答においてつぎのように論じている。「人権に関する固有の規範と基準を有するアジアの国々には、はるかに異なった地理的、政治的、経済的そして社会的な状況にある他の国々によって命令されるべきではない。」 Kenneth Christie and Denny Roy *The Politics of Human Rights in East Asia* (Pluto Press, London, 2001) 93.
- 30) Karen Engle “Culture and Human Rights: The Asian Values Debate in Context” [2000] 32 NYU J Int'l L and Pol 291, 312.

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

- 31) Tracey E Higgins “Anti-essentialism, Relativism and Human Rights” (1996) 19 Harv Women’s LJ 89, 93.
- 32) Peerenboom, above, 35.
- 33) Vienna Declaration and Programme of Action (UN Doc A/CONF.157/24 (Part I), World Conference on Human Rights, Vienna, 14-25 June 1993) 20 (<http://www1.umn.edu/humanrts/instrree/11viedec.html>) (last accessed 10 September 2003).
- 34) ランダル・ピーレンブームはつぎのように指摘している。「論争の第1ラウンドは極めて政治化し、また過度に抽象的で、両者によって提示された多くの大ざっぱな要求に関しては具体的な経験的基礎づけを欠いていた。」ピーレンブーム前掲。
- 35) Dianne Otto “Rethinking the ‘Universality’ of Human Rights Law” (1997) 29 Colum Hum Rts L Rev 1, 3.
- 36) Bilahari Kausikan “An Asian Approach to Human Rights” (1995) 89 Am Soc’y Int’l L Proc 146, 151.
- 37) Bilahari Kausikan “Asia’s Different Standard” (1993) 92 Foreign Policy 24, 25.
- 38) 「要するに、国際法は第三世界の関心事により適合するようにされなければならないことは事実であろうが、たとえば湾岸戦争のような重大な事態が生じた場合には、西洋的な見方が支配的であるというのが現在においても現実である。冷戦の終結と近年のソビエトの崩壊が、おそらくはこのことをより際立たせたであろう。第三世界の優越は、西洋はもはや国際法に関する合意を強制できないことを確実に意味しているが、同様なことは逆の側面からも指摘できる。つまり、西洋の支持が無ければ第三世界が望む新たなルールは有効たりえないのである。法を有効に変更できる能力を第三世界が有しないならば、西洋の力がなお切り札となって、現状が維持されるのである。そのゆえに、国際法は大きく変化したので、もはや人権に関する西洋的観念を反映できない、ということ承認することは困難である。」Sam Garkawe “The Impact of the Doctrine of Cultural Relativism on the Australian Legal System” (April 1995) 2 Murdoch University Electronic Journal of Law (<http://www.murdoch.edu.au/elaw/issues/v2n1/garkawe21.html>) (last accessed 21 October 2002).
- 39) ダイアン・オットー (Dianne Otto) はつぎのように指摘している。「現代の論争において『普遍主義』(主として西側諸国が採用している)はつぎのように予言している。すなわち、普遍主義をほんのわずかでも『希薄化』(“dilution”)するならば、専制的な政府や暴虐者、そして女性に虐待を加える者たちの存在を容認するという信号を、彼らに対して送ることになるだろう。現存する普遍的な基準それ自身が、文化的に特殊なものであり、支配的な権力体制と手を携えているというこ

とを完全に否定しているのである。」Dianne Otto “Rethinking the ‘Universality’ of Human Rights Law” (1997) 29 Colum Hum Rts L Rev 1, 8. またピーレンブームも同様なコメントをおこなっている。「アジア的価値の批判者はアジア的価値の擁護者を、彼らは空想上のアジアを作り上げていると批判する一方で、自らも完全に一体的で、理想的な『西洋』を作り上げるといった誤りを犯していた。アジア的価値の批判者は、西洋諸国のなかにおいてもさまざまなバリエーションがあることを認識していなかった。彼らは国際法に関する文書での権利のリストを額面通りに受け取り——そのような権利が実際には実現されていないこと、あるいはまた、西洋における権利に関して多くの批判や疑問があることを無視したうえで——権利に関する理想的な説明と哲学者たちの高邁で意欲的な規範的見方を強調しているのである。」Randall Peerenboom “Beyond Universalism and Relativism: The Evolving Debates About ‘Values in Asia’” (Research Paper Series, Los Angeles School of Law, University of California, 2002) 10.

- 40) 極端な文化相対主義者の立場からディアン・オットーはつぎのように指摘している。「同時に東側諸国の立場に立って『文化相対主義者』は、まったく逆の見方を強調する。相対主義者の立場は、非西洋の文化伝統の基礎となる、普遍主義が主張する真理とは異なる主張を展開し、異なった文化を有する発展途上国にとって抑圧的なものとして、現在の人権パラダイムを否定する。」オットー、前掲8頁。
- 41) Carole Nagengast “Women, Individual Rights and Cultural Relativity: Power and Difference in Human Rights Debates” (University of New Mexico Working Paper 266, 1998) (<http://www.isp.msu.edu/wid/papers/pdf/WP266.pdf>) (last accessed 10 September 2003). 人権活動家に関してつぎのようにのべられている。「大半の人権擁護の活動をおこなっているグループは、廃止論者のアプローチに立って、国際人権上の規範が実現されることを阻害する文化的慣行の廃止を意図し、そのための活動をおこなっているのである。」Celestine I Nyamu “How Should Human Rights and Development Respond to Cultural Legitimation of Gender Hierarchy in Developing Countries?” (2000) 41 Harv Int'l LJ 381, 392.
- 42) 「主流たる普遍性論の二極化の結果、正統派の人権理論に対する『転換的な』(“transformative”) 批判——それは支配的でグローバルな経済と権力行使を転換しようとする——は、絶対的で断固とした両理論への立場を表明せよとの命令によって沈黙させられている。」オットー前掲3頁。
- 43) Randall Peerenboom “Beyond Universalism and Relativism: The Evolving Debates About ‘Values in Asia’” (Research Paper Series, Los Angeles School of Law, University of California, 2002) 1.
- 44) ピーレンブーム前掲。

クレア・チャーターズ「先住民族の女性の権利をめぐる普遍主義と文化相対主義の論争」

- 45) Celestine I Nyamu "How Should Human Rights and Development Respond to Cultural Legitimation of Gender Hierarchy in Developing Countries?" (2000) 41 Harv Int'l LJ 381, 393.
- 46) Nkosi Patekile Holomisa "Customary Law Shake-Up" (22 August 2000) Daily Mail and Guardian London.
- 47) Kristin L Savell "Wrestling with the Contradictions: Human Rights and Traditional Practices Affecting Women" [1996] 41 McGill LJ 781, 801.
- 48) World Health Organisation "A Traditional Practice that Threatens Health - Female Circumcision" (1986) 40 World Health Organisation Chronicle 31.
- 49) Randall Peerenboom "Beyond Universalism and Relativism: The Evolving Debates About Values in Asia" (Research Paper Series, Los Angeles School of Law, University of California, 2002) 29.
- 50) Isabelle Gunning "Arrogant Perception, World Travelling and Multicultural Feminism The Case of Female Genital Surgeries" (1992) 23 Colum Hum Rts L Rev 189, 212.
- 51) Celestine I Nyamu "How Should Human Rights and Development Respond to Cultural Legitimation of Gender Hierarchy in Developing Countries?" (2000) 41 Harv Int'l LJ 381, 403.
- 52) ピーレンブーム前掲42頁。
- 53) Carnegie Council on Ethics and International Affairs Human Rights Dialogue (Series 2, No 1, Winter 2000) 3 (<http://www.cceia.org/pdf/rightsbox.pdf>) (last accessed May 7, 2001).
- 54) 北京宣言の第18パラグラフで、先住民族の女性はつぎのことを要求している。「すべての政府と国際的な NGO および政府機関は、先住民族の自決権を承認し、歴史的、政治的、社会的、文化的、経済的、および宗教的な先住民族の権利を、それぞれの国の憲法および法体系において確固として保障しなければならない。」また第36パラグラフでは、女性を差別する先住民族の法や慣習、伝統を排除することを求めている。NGO Forum Beijing Declaration of Indigenous Women (UN Fourth World Conference on Women, Beijing, Peoples Republic of China, 1995) (http://www.ipcb.org/resolutions/htmls/dec_beijing.html) (last accessed 28 August 2003).
- 55) Celestine I Nyamu "How Should Human Rights and Development Respond to Cultural Legitimation of Gender Hierarchy in Developing Countries?" (2000) 41 Harv Int'l LJ 381, 382.
- 56) ニヤム前掲393頁。